



高砂市 人権教育及び啓発に関する 基本計画

基本 理念

個人が尊重し合い、
誰もが安心して、
自分らしく暮らすことができるまち

計画期間:2026(令和8)年度～2030(令和12)年度

人権とは?

すべての人が幸福に生きるために欠かせない、生まれながらにして持っている権利であり、その重要性は社会の変化とともに一層増しています。
本市は、年齢、性別、障がい、出身、文化の違いに関わらず、誰もが安心して自分らしく生き、互いを尊重し合えるまちをめざします。

はじめに

本市ではこれまで、「高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針」及び「高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画」を策定し、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進してまいりました。



一方で、近年では情報化の進展に伴うインターネット上の誹謗中傷や差別的言動が深刻な社会問題になるとともに、性自認・性的指向に関する差別偏見や外国人住民との共生問題、高齢者や障がいのある人への理解など取り組むべき課題はより多様化・複雑化しています。

こうした状況の変化に的確に対応し、人権教育・啓発をより一層推進するため、新たな「高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画」を策定いたしました。

時代や技術、社会の仕組みがどれほど変化しても、「個人の尊厳」は時代を越えた普遍的な価値であり、私たち一人ひとりが人権を身近なものとして捉え、理解を深めていくことが不可欠です。

本計画では、「個人が尊重し合い、誰もが安心して、自分らしく暮らすことができるまち」を基本理念として掲げ、年齢、性別、障がい、出身、文化の違いに関わらず、誰もが安心して自分らしく生き、互いを尊重し合えるまちの実現をめざしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご意見を賜りました関係団体の皆様、市民意識調査やパブリックコメントにご協力いただきました多くの市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

2026（令和8）年3月

高砂市長 都倉達殊

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第 1 章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| 2 計画策定の目的 | 1 |
| 3 計画の位置づけ | 2 |
| 4 計画の期間 | 2 |
| 5 計画策定のプロセス | 3 |
| (1) 市民意識調査の実施..... | 3 |
| (2) パブリックコメントの実施..... | 3 |
| 第 2 章 調査結果からみる高砂市の現状 | 4 |
| 1 調査の結果 | 4 |
| (1) 人権問題に対する意識について..... | 4 |
| (2) 過去5年間における人権侵害の経験..... | 6 |
| (3) 関心のある人権問題について..... | 8 |
| (4) 相談体制について..... | 11 |
| (5) 人権啓発について..... | 13 |
| 2 高砂市の人権施策における課題 | 19 |
| 第 3 章 計画策定の基本的な考え方 | 21 |
| 1 基本理念 | 21 |
| 2 基本目標 | 21 |
| (1) 人権教育 | 21 |
| (2) 人権啓発 | 21 |
| 第 4 章 人権教育・啓発に関する横断的な施策の推進 | 22 |
| 1 あらゆる場における人権教育及び啓発 | 22 |
| (1) 家庭 | 24 |
| (2) 学校・園 | 25 |
| (3) 地域 | 26 |
| (4) 企業等 | 27 |
| 2 人権問題と深い関わりを持つ職業従事者に対する人権教育の推進..... | 28 |

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第 5 章 身近な人権課題 | 29 |
| 1 課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害） | 29 |
| 2 各人権課題に対する取組 | 34 |
| （1）女性 | 34 |
| （2）子ども | 37 |
| （3）高齢者 | 40 |
| （4）障がいのある人 | 43 |
| （5）部落差別（同和問題） | 46 |
| （6）外国人 | 49 |
| （7）性的マイノリティの人々 | 52 |
| （8）犯罪被害者やその家族 | 54 |
| （9）難病患者、H I V感染者等 | 56 |
| （10）それぞれの人権課題 | 57 |
| 第 6 章 計画の総合的、効果的な推進 | 58 |
| 1 計画の推進にあたって | 58 |
| 2 各種連携体制の強化 | 58 |
| 3 計画の評価 | 58 |
| 巻末資料 | 59 |
| 1 用語解説 | 59 |
| 2 関連法律 | 65 |
| 3 計画策定経過 | 66 |



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

本市では、2005（平成17）年度に「高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針」（以下、「指針」という。）及び「高砂市人権教育基本方針」を策定し、人権施策の基本的な方向性を示してきました。さらに、2011（平成23）年度からは「高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画」（以下、「行動計画」という。）を策定し、施策の具体的な推進を図ってきました。2020（令和2）年度には第3期となる行動計画を策定し、市民の人権意識の向上に継続的に取り組んできました。

近年、社会は急速に変化しており、ICTの発達やグローバル化、多様な価値観の共存、人口構造の変化などが進む一方で、人権課題はより複雑かつ多様化しています。従来からの女性や子ども、障がいのある人に関する人権課題、部落差別（同和問題）等の人権課題に加え、近年ではインターネットによる人権侵害や性自認・性的指向に関する問題、また、今後はゲノム情報（遺伝情報）に関する差別に対する対策が必要となることが想定されます。

第3期の行動計画の策定から5年が経過し、これまで以上に総合的、計画的に人権教育及び啓発に取り組んでいくため、2024（令和6）年9月に「高砂市人権に関する市民意識調査」（以下、「本調査」という。）を実施しました。

これまでの取り組みの成果や課題を踏まえながら、本市では、人権教育及び啓発に関する施策をさらに促進するため、「高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

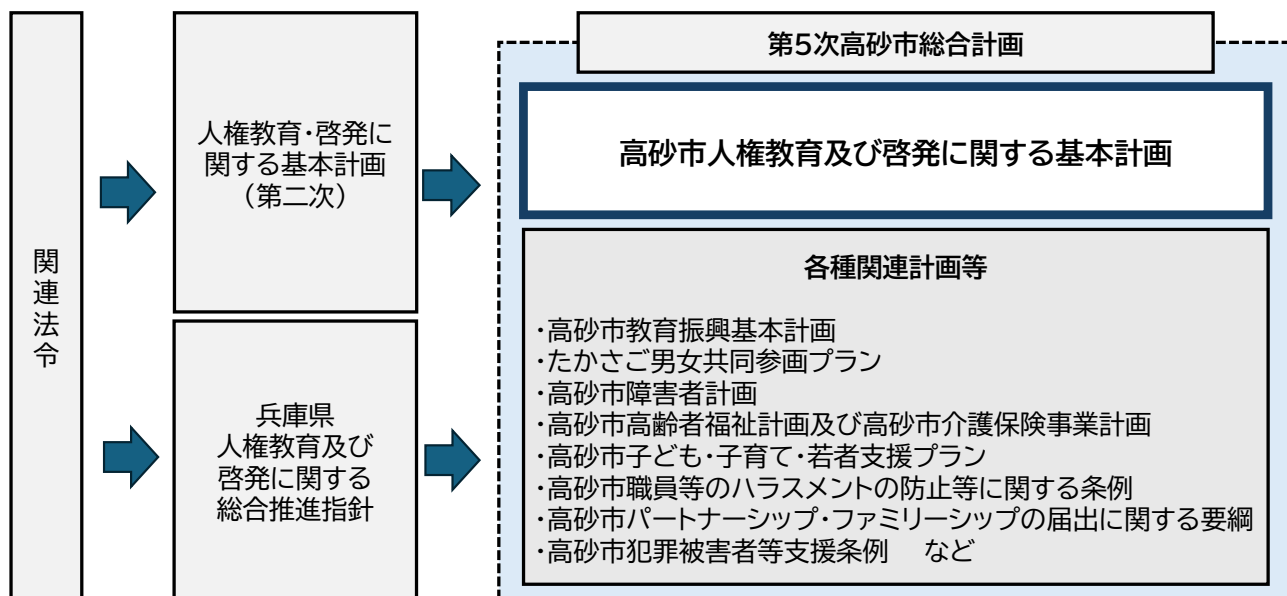
2 計画策定の目的

すべての人々の基本的人権を尊重し、人権という普遍的な文化の息づく社会を築くことを目的とします。そのために、家庭、学校・園、地域などあらゆる場や機会を通して、様々な人権問題に対する人権教育及び啓発を推進します。

3 計画の位置づけ

本計画は、国が制定した「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000(平成12)年法律第147号)、その法に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」(2025(令和7)年閣議決定)や「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を踏まえ策定するものです。

また、本市の最上位計画である総合計画をはじめ、人権施策の推進に関わる庁内関連計画との整合を図ります。



4 計画の期間

本計画は、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢や本市の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



5 計画策定のプロセス

(1) 市民意識調査の実施

① 調査目的

本計画の策定に向け、市民の人権に対する意識を調査し、実情を把握することを目的として実施しました。

② 調査対象

本市在住の18歳以上の方1,000人を無作為抽出

③ 調査期間

2024（令和6）年9月24日（火）～2024（令和6）年10月11日（金）

④ 調査方法

郵送配布、郵送回収・WEB回答

⑤ 回収状況

| 配布数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|--------|-------|-------|
| 1,000件 | 334件 | 33.4% |

※有効回答数の年齢割合

| 18～ 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 年齢不詳 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 9.6% | 10.8% | 11.7% | 17.7% | 19.2% | 30.5% | 0.6% |

(2) パブリックコメントの実施

① 実施目的

市民に計画の情報を広く周知するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、本計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

② 実施期間

2025（令和7）年12月10日（水）～2026（令和8）年1月9日（金）

③ 閲覧場所

人権推進課、情報公開コーナー、高砂市市民サービスコーナー（アスパ高砂）
みのり会館、市ホームページ

④ 意見総数

5件

第 2 章 調査結果からみる高砂市の現状

1 調査の結果

本調査は、新たな基本計画の策定にあたり、市民の人権に関する意識を調査し、実情を把握することを目的として実施しました。

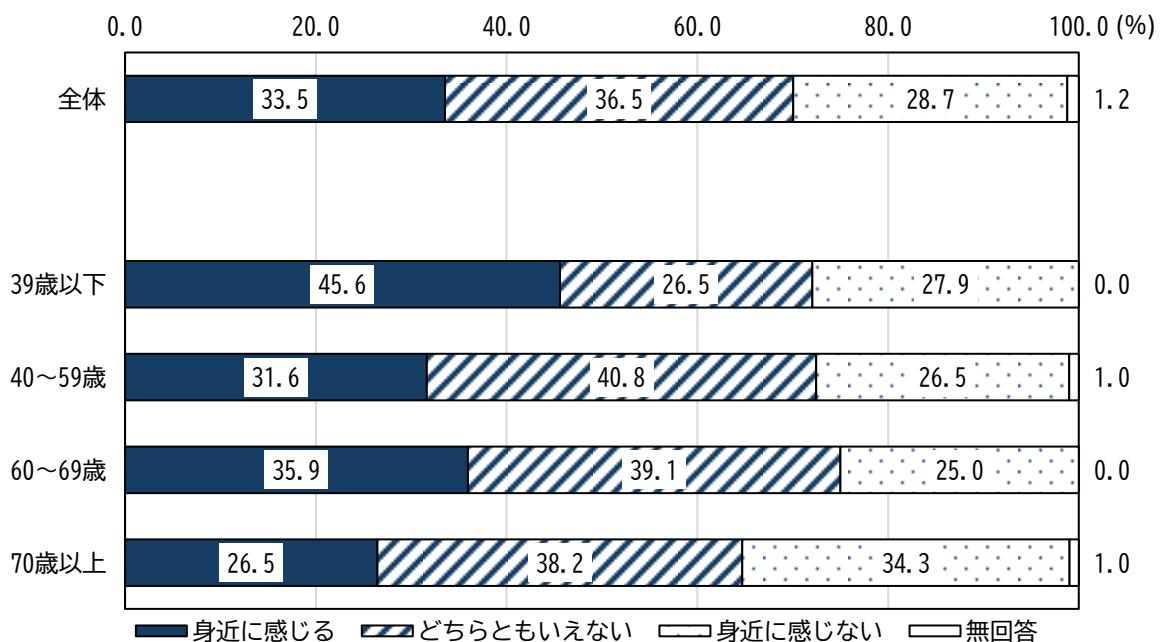
(1)人権問題に対する意識について

① 「人権をどのくらい身近に感じているか」

人権を身近に感じる人は3割で、若い人のほうが人権を身近に感じている

「人権」を身近に感じるか尋ねたところ、「どちらともいえない」が約4割で最も多く、次いで「身近に感じる」「身近に感じない」が約3割となっています。
年代別にみると、「身近に感じる」は39歳以下で約5割と、比較的若い年代において人権を身近に感じる人が多くなっています。また、70歳以上のみ「身近に感じる」より「身近に感じない」のほうが多くなっています。

【「人権」の身近さ】





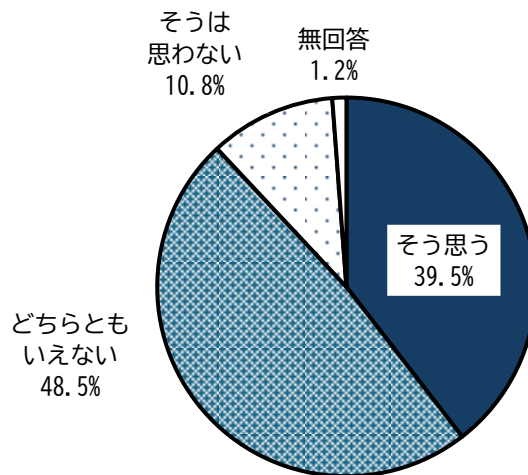
② 今の高砂市は、人権が尊重されている市であるか

高砂市は人権が尊重されていると感じる人が増えている

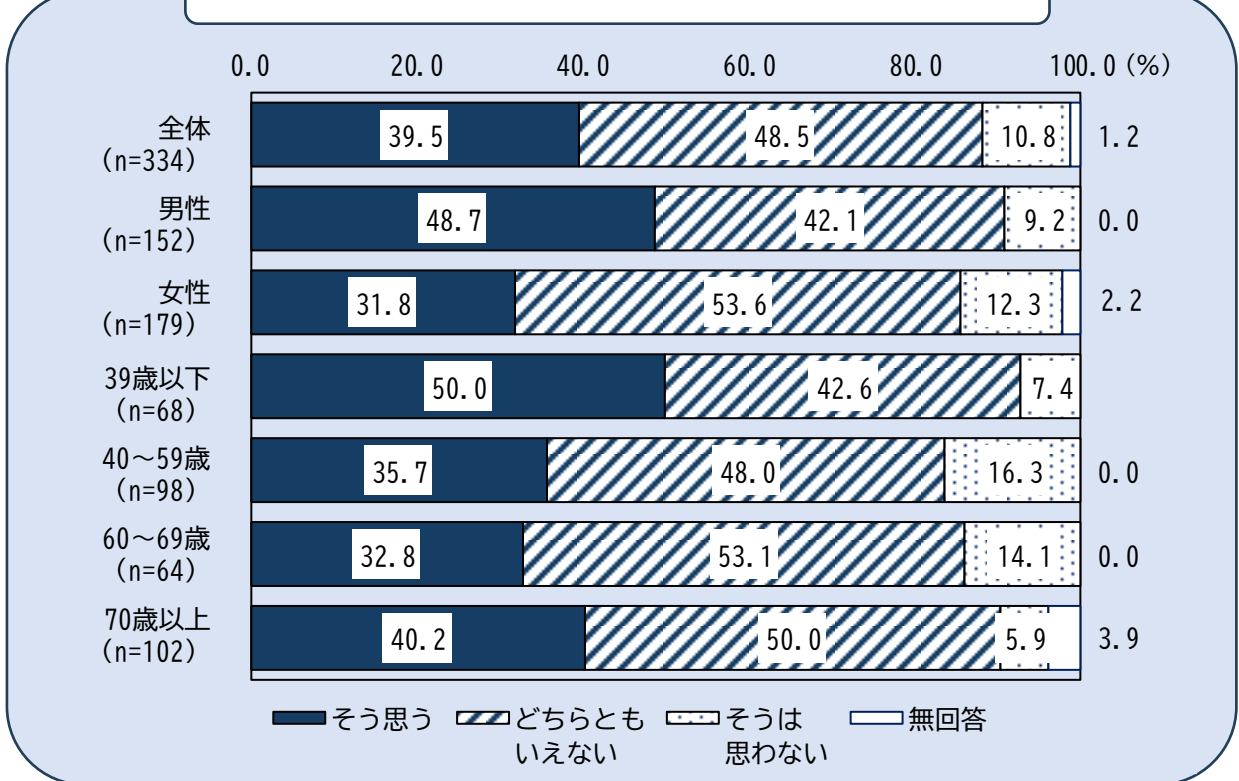
本市は人権が尊重されていると感じるか尋ねたところ、約4割の人が「そう思う」と答えており、「そうは思わない」は1割程度にとどまっています。

「そう思う」と感じる人は、女性より男性のほうが多く、比較的若い年代で尊重されていると感じる人が多くなっています。

【今の高砂市は、人権が尊重されている市であるか】



【今の高砂市は、人権が尊重されている市であるか（性別・年齢別）】



(2)過去5年間における人権侵害の経験

2割が人権侵害を経験している

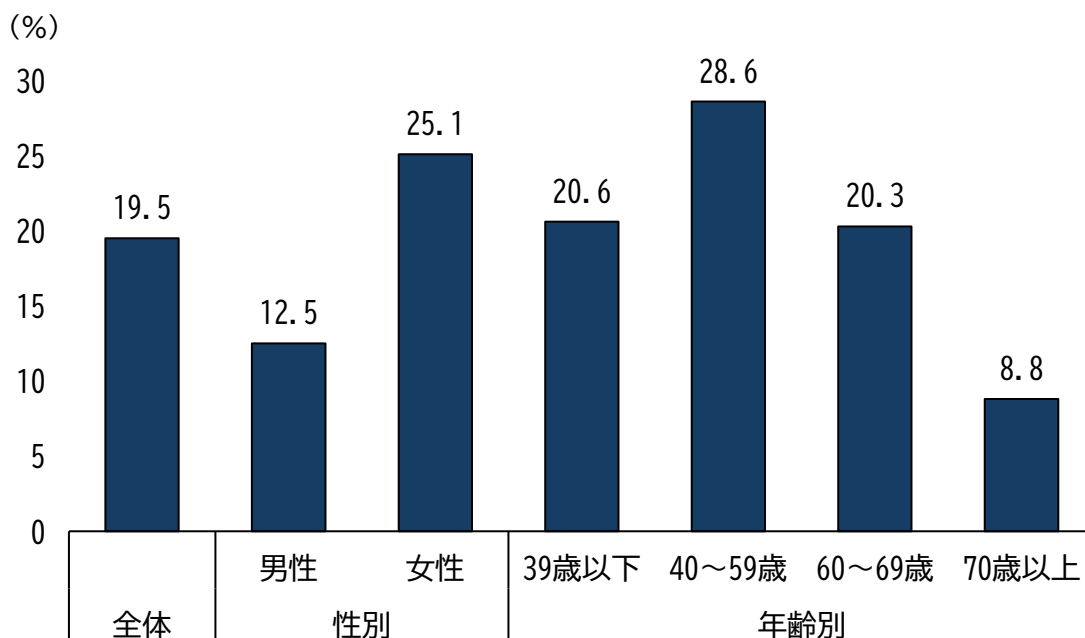
過去5年間における人権侵害の経験について尋ねたところ、約2割が「ある」と回答しています。

性別で見ると、男性より女性のほうが多くなっています。

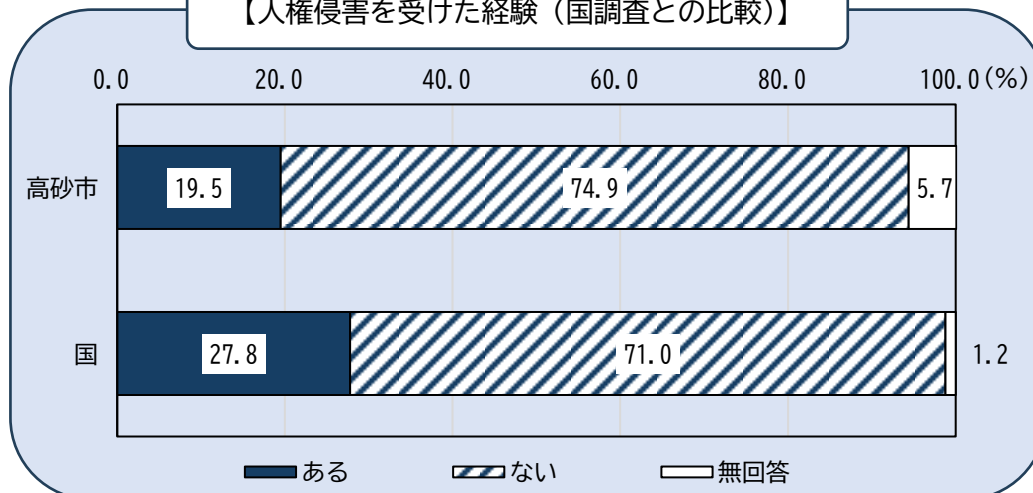
年齢別で見ると、69歳以下では、「ある」が約2割以上となっています。一方、70歳以上では、約1割と他の年齢層に比べて少なくなっています。

国調査と比較したところ、「ある」は国調査より8.3ポイント低くなっています。

【人権侵害を受けたことがある割合】



【人権侵害を受けた経験（国調査との比較）】



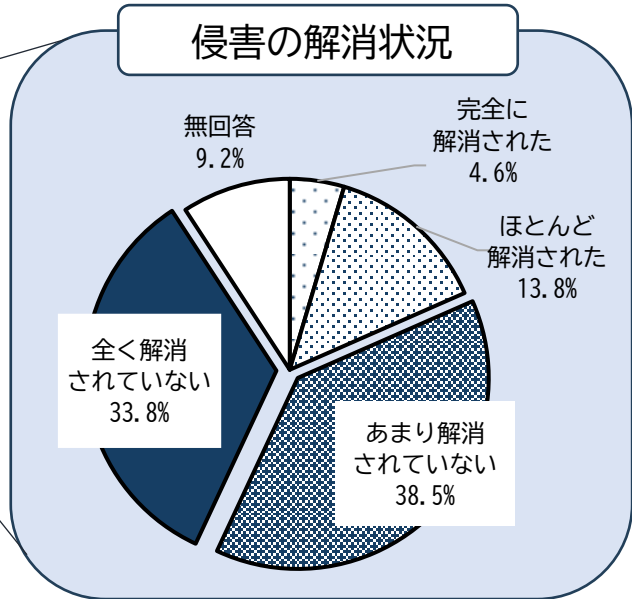
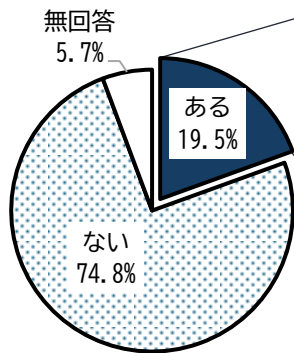


人権侵害を受けた人のうち、7割が「解消されていない」と回答

人権侵害の経験について「ある」と回答した人に、人権侵害の解消状況を尋ねたところ、約3割が「全く解消されていない」、約4割が「あまり解消されていない」と回答しており、2項目を合計した「解消されていない」は約7割となっています。

【人権侵害の解消状況】

人権侵害を受けた経験



(3)関心のある人権問題について

市民は「インターネット」に関する人権問題への関心が高い

関心のある人権問題について尋ねたところ、全体の約6割の人が、「インターネットによる誹謗中傷などの人権侵害に関する問題」に最も高い関心を示しており、性別や年齢に関わらず、関心が高い項目となっています。

【関心のある人権問題(性別・年齢別)】

単位：%

| | 母数 (n) | 関心のある人権問題(5LA) | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|----------------|-----------|-----------|---------------|-------------|--------------|-------------|------------------|---------------------|------------------|--------------------|------------|
| | | 女性に関する問題 | 子どもに関する問題 | 高齢者に関する問題 | 障がいのある人に関する問題 | 部落差別などの同和問題 | 外国人に居住している問題 | 日本に居住している問題 | 感染症患者とその家族に関する問題 | ハンセン病患者・回復者などに関する問題 | 犯罪被害者とその家族に関する問題 | LGBTQ+など性的指向に関する問題 | 人権侵害に関する問題 |
| 全体 | 334 | 34.7 | 32.0 | 35.6 | 44.6 | 15.6 | 20.7 | 9.0 | 1.5 | 12.9 | 16.5 | 62.0 | |
| 性別 | 男性 | 152 | 25.7 | 27.0 | 39.5 | 53.3 | 19.1 | 27.6 | 7.9 | 2.6 | 11.2 | 17.1 | 59.2 |
| | 女性 | 179 | 43.0 | 36.9 | 33.0 | 36.9 | 12.8 | 14.5 | 8.9 | 0.6 | 14.0 | 16.2 | 64.8 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 48.5 | 44.1 | 20.6 | 47.1 | 7.4 | 27.9 | 4.4 | 2.9 | 14.7 | 35.3 | 67.6 |
| | 40～59歳 | 98 | 40.8 | 29.6 | 27.6 | 43.9 | 17.3 | 20.4 | 12.2 | - | 17.3 | 21.4 | 62.2 |
| | 60～69歳 | 64 | 35.9 | 32.8 | 45.3 | 54.7 | 17.2 | 14.1 | 10.9 | 3.1 | 3.1 | 6.3 | 64.1 |
| | 70歳以上 | 102 | 19.6 | 26.5 | 48.0 | 37.3 | 18.6 | 19.6 | 6.9 | 1.0 | 12.7 | 5.9 | 57.8 |

単位：%

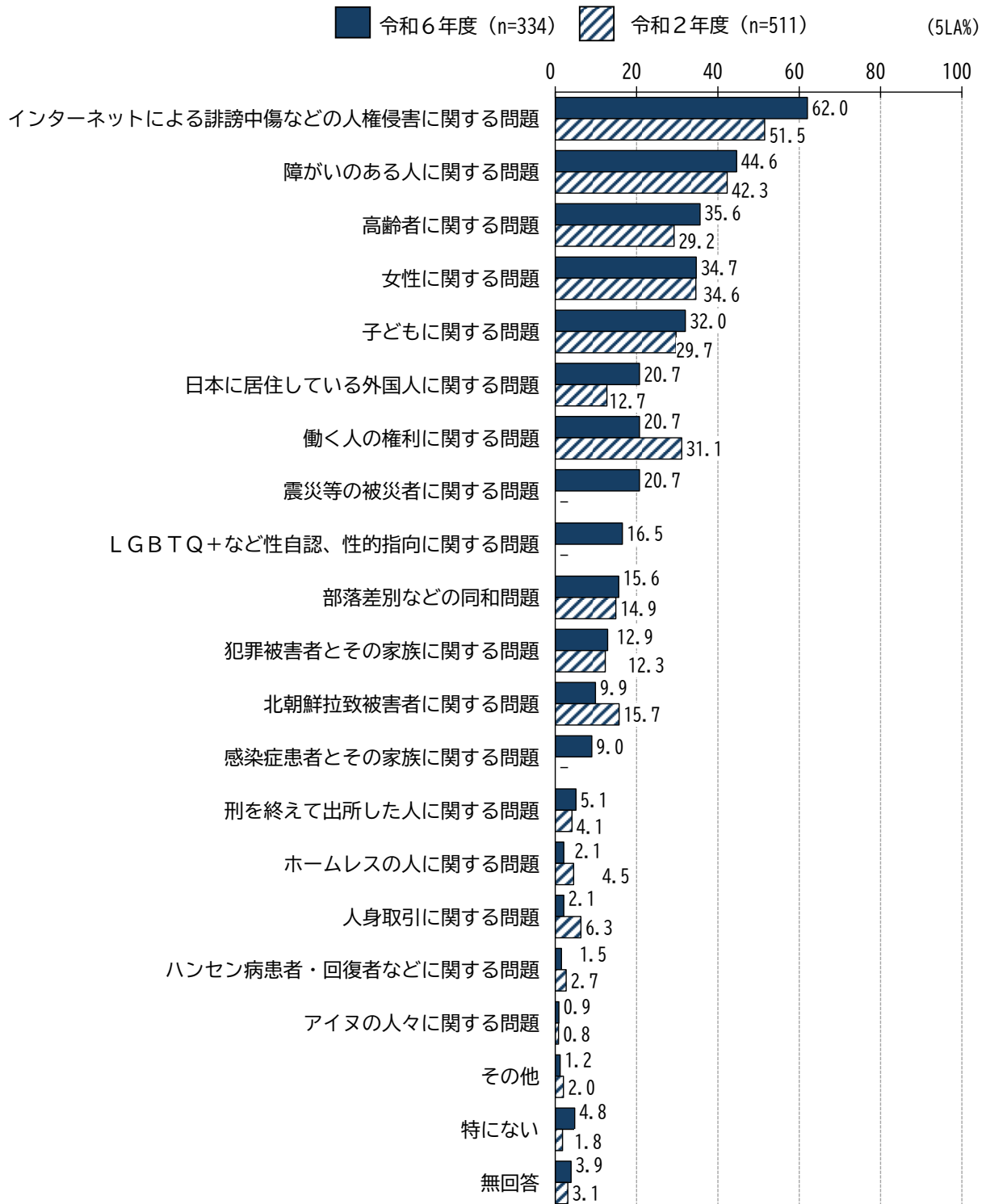
| | 母数 (n) | 関心のある人権問題(5LA) | | | | | | | | | | |
|----|-----------|----------------|----------------|------------------|--------------|------------|--------------|---------------|------|------|-----|-----|
| | | ホームレスの人に関する問題 | 北朝鮮拉致被害者に関する問題 | 刑を終えて出所した人に関する問題 | アイヌの人々に関する問題 | 人身取引に関する問題 | 働く人の権利に関する問題 | 震災等の被災者に関する問題 | その他 | 特にない | 無回答 | |
| 全体 | 334 | 2.1 | 9.9 | 5.1 | 0.9 | 2.1 | 20.7 | 20.7 | 1.2 | 4.8 | 3.9 | |
| 性別 | 男性 | 152 | 3.9 | 5.3 | 5.9 | 1.3 | 2.0 | 26.3 | 25.0 | 0.7 | 5.3 | 0.7 |
| | 女性 | 179 | 0.6 | 14.0 | 3.9 | 0.6 | 2.2 | 15.6 | 16.8 | 1.7 | 4.5 | 6.1 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 2.9 | 2.9 | 8.8 | - | 1.5 | 32.4 | 16.2 | - | 4.4 | - |
| | 40～59歳 | 98 | 2.0 | 2.0 | 3.1 | 1.0 | 2.0 | 22.4 | 17.3 | 2.0 | 3.1 | 7.1 |
| | 60～69歳 | 64 | 1.6 | 17.2 | 4.7 | 3.1 | 1.6 | 17.2 | 21.9 | 3.1 | 1.6 | 4.7 |
| | 70歳以上 | 102 | 2.0 | 17.6 | 3.9 | - | 2.9 | 13.7 | 26.5 | - | 8.8 | 2.0 |



「インターネット」に関する人権問題への関心は、前回調査より高くなっている

関心のある人権問題を2020（令和2）年度調査と比較すると、「インターネットによる誹謗中傷などの人権侵害に関する問題」は10ポイント以上増加しています。

【関心のある人権問題】



「インターネット」に関する人権問題は、国や兵庫県においても最も関心が高い項目である

関心のある人権問題について、兵庫県、国の調査と比較すると、本市同様にインターネットに関する人権問題が最も多くなっています。

また、2位は障がいのある人に関する人権問題となっており、女性や子どもに関する人権問題もそれぞれ上位5項目の中に入っています。

【関心のある人権問題(兵庫県・国調査との比較)】

単位：%

| | 高砂市 | 兵庫県 | 国 |
|----|-------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|
| 1位 | インターネットによる誹謗中傷などの人権侵害に関する問題 62.0 | インターネットによる人権侵害の問題 51.1 | インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害 53.0 |
| 2位 | 障がいのある人に関する問題 44.6 | 障害のある人に関する問題 42.8 | 障害者 50.8 |
| 3位 | 高齢者に関する問題 35.6 | 女性に関する問題 40.6 | 子ども 43.1 |
| 4位 | 女性に関する問題 34.7 | 子どもに関する問題 40.0 | 女性 42.5 |
| 5位 | 子どもに関する問題 32.0 | 風評被害に基づく偏見や差別など、災害に伴う人権侵害の問題 30.2 | 風評に基づく偏見や差別など災害に伴う人権侵害 32.6 |

※選択肢は、国、兵庫県及び高砂市が使用する調査票の表記に準拠しています。



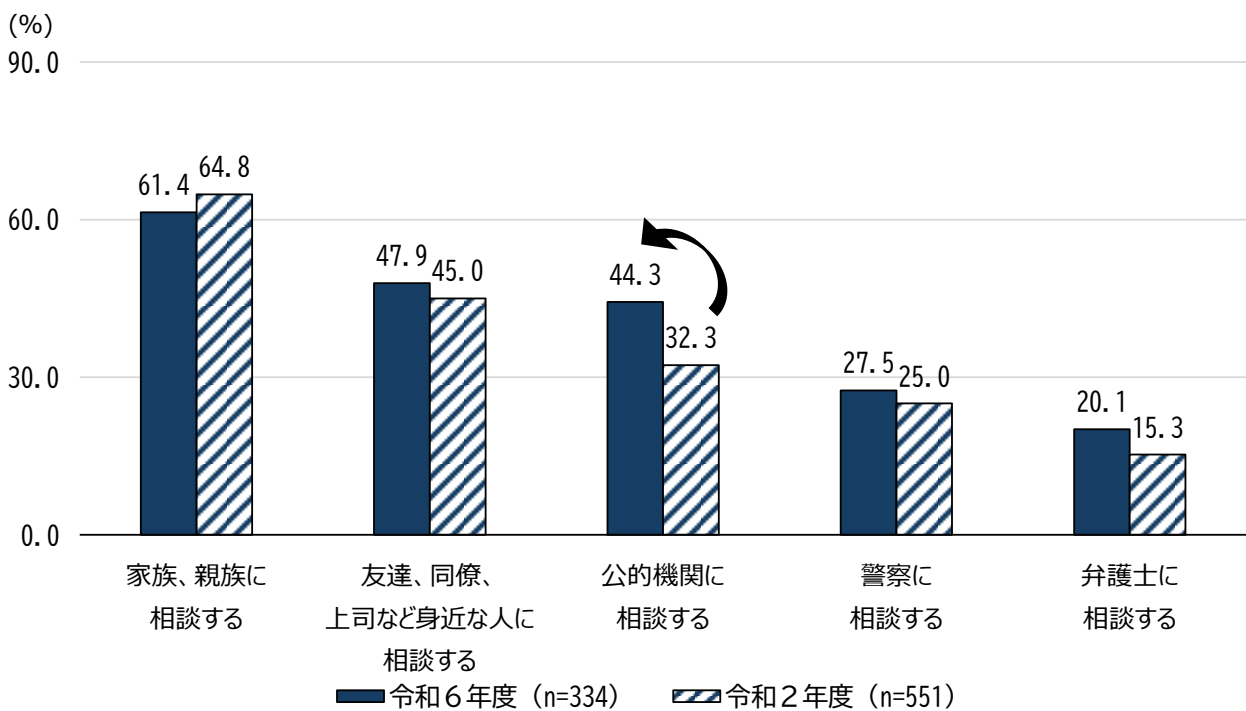
(4)相談体制について

公的機関に相談する市民が増えている

人権侵害を受けたときの対応について、「家族、親族に相談する」が最も多く、次いで「友達、同僚、上司など身近な人に相談する」「公的機関に相談する」の順に多くなっています。

2020（令和2）年度調査と比べると、「公的機関に相談する」が10ポイント以上多くなっています。

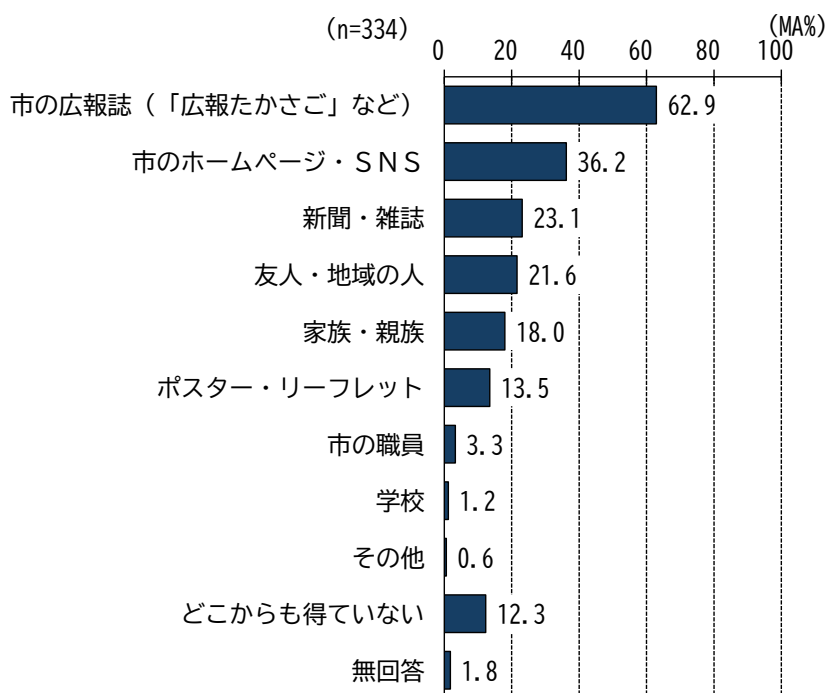
【人権侵害を受けたときの対応】



「広報たかさご」から情報を得ている市民が多い

情報の入手先は、市民の約6割が「市の広報誌（「広報たかさご」など）」と回答しており、性別・年齢別に関わらず最も高い項目となっています。次いで「市のホームページ・SNS」が約4割となっています。

【情報の入手先】



単位：%

| | 母数 (n) | 情報の入手先(MA) | | | | | | | | | | | |
|----|--------|------------|-------------|--------------|-------------------|------|-------|---------|------|-----|------------|------|-----|
| | | 新聞・雑誌 | ポスター・リーフレット | 市のホームページ・SNS | 市の広報誌（「広報たかさご」など） | 市の職員 | 家族・親族 | 友人・地域の人 | 学校 | その他 | どこからも得ていない | 無回答 | |
| 全体 | 334 | 23.1 | 13.5 | 36.2 | 62.9 | 3.3 | 18.0 | 21.6 | 1.2 | 0.6 | 12.3 | 1.8 | |
| 性別 | 男性 | 152 | 23.7 | 15.8 | 40.8 | 56.6 | 5.9 | 17.1 | 18.4 | 1.3 | 1.3 | 14.5 | 1.3 |
| | 女性 | 179 | 22.3 | 11.7 | 32.4 | 68.2 | 1.1 | 19.0 | 24.0 | 1.1 | - | 10.1 | 2.2 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 10.3 | 17.6 | 39.7 | 39.7 | 2.9 | 27.9 | 19.1 | 2.9 | 2.9 | 25.0 | 2.9 |
| | 40～59歳 | 98 | 12.2 | 13.3 | 45.9 | 55.1 | 3.1 | 20.4 | 15.3 | 2.0 | - | 13.3 | 2.0 |
| | 60～69歳 | 64 | 31.3 | 15.6 | 35.9 | 78.1 | 4.7 | 15.6 | 29.7 | - | - | 7.8 | 1.6 |
| | 70歳以上 | 102 | 37.3 | 9.8 | 24.5 | 76.5 | 2.9 | 10.8 | 23.5 | - | - | 4.9 | 1.0 |

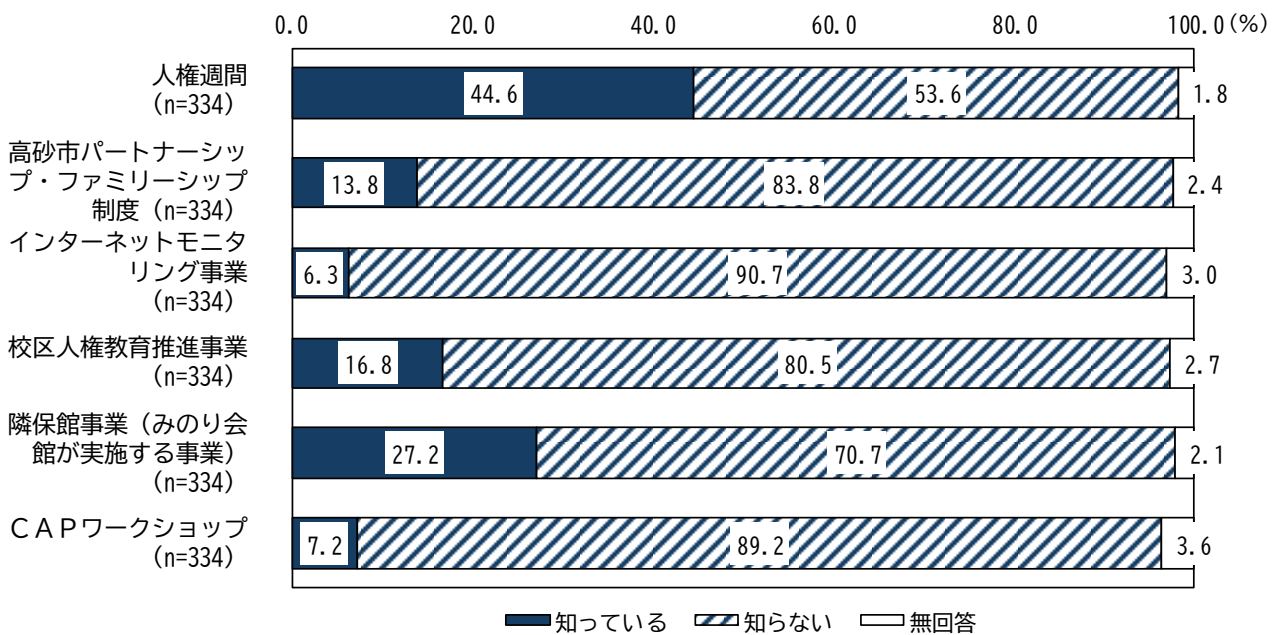


(5)人権啓発について

すべての取り組みにおいて、「知らない」の割合が多い

市の取り組みへの認知度について、「知っている」が人権週間については約4割、隣保館事業（みのり会館が実施する事業）が約3割となっていますが、その他の取り組みについては約1～2割となっており、「知らない」の割合が多くなっています。特に、「インターネットモニタリング事業」「CAPワークショップ」については、約9割の市民が「知らない」と回答しています。

【市の取り組みへの認知度】

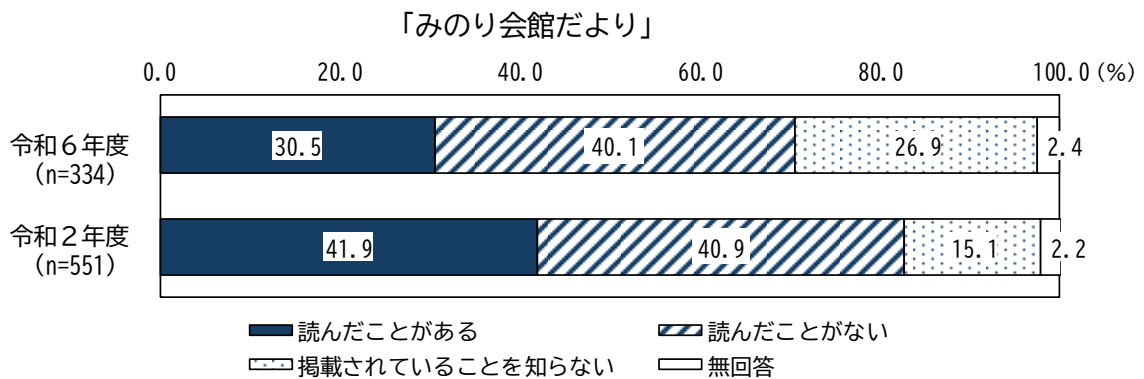
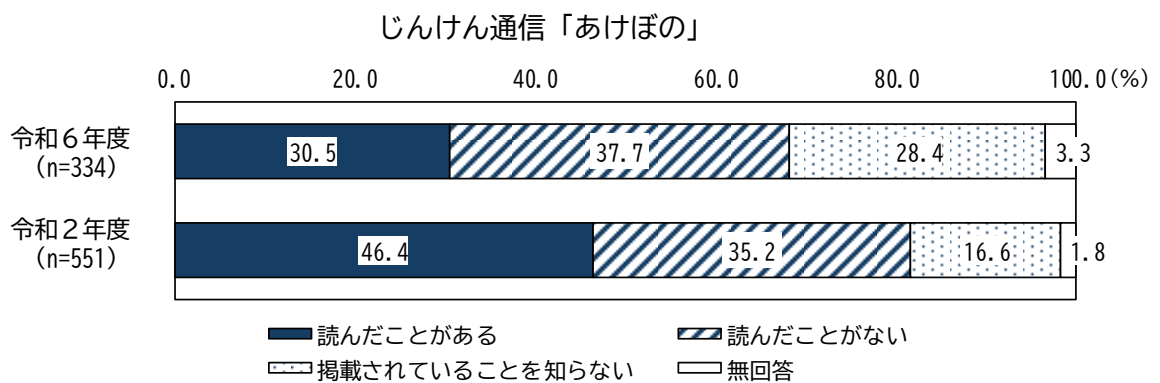


広報「たかさご」に掲載している人権に関する記事を読む人は減っている

じんけん通信「あけぼの」及び「みのり会館だより」について、「読んだことがない」が最も多くなっています。「読んだことがある」「読んだことがない」を合わせた“知っている”は、どちらも約7割となっています。

2020（令和2）年度調査と比べると、どちらも「読んだことがある」が減少し、「読んだことがない」が増加しています。

【広報「たかさご」に掲載している人権に関する記事を読んだことがあるか】





学習会等への参加が減っている

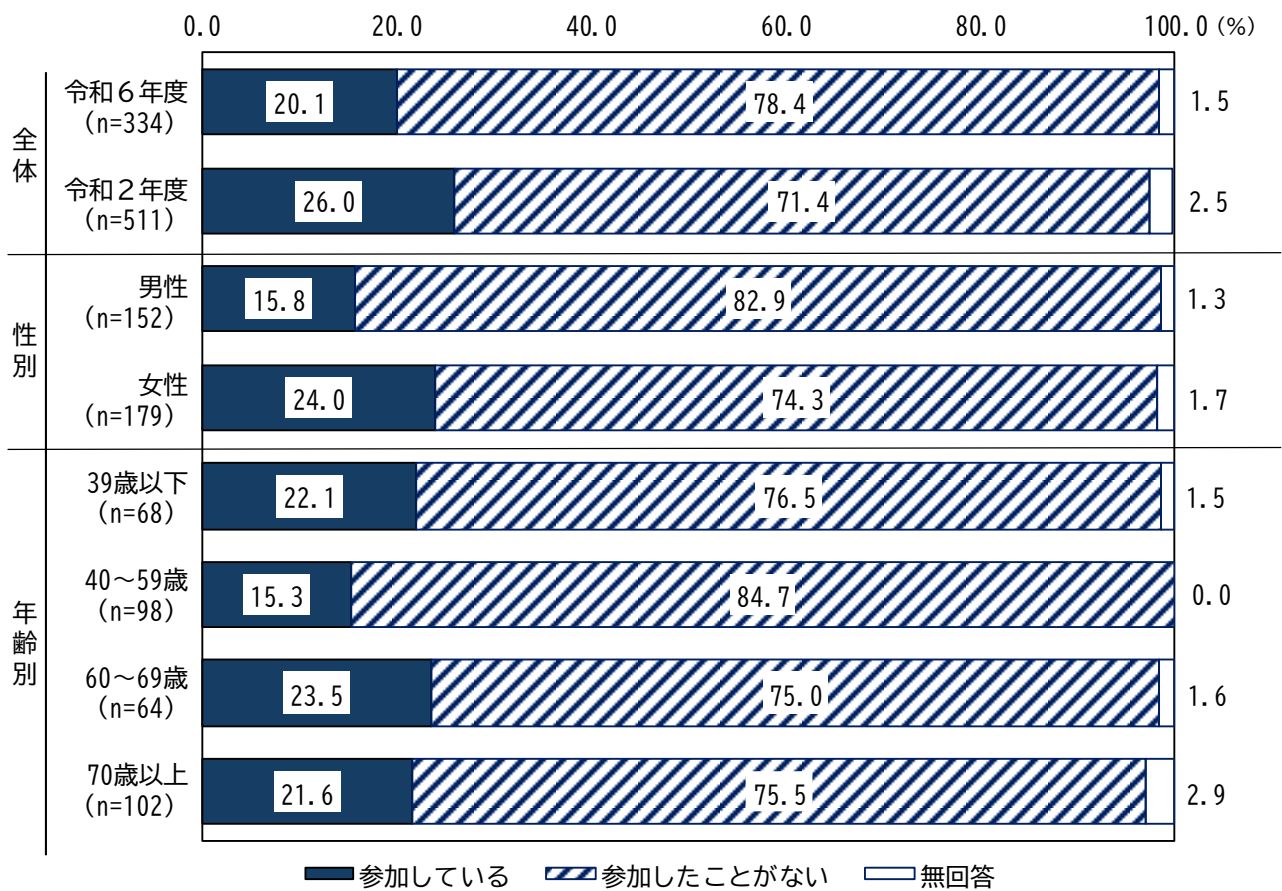
学習会等への参加状況について、「参加したことがない」が最も多くなっています。

2020（令和2）年度調査と比べると、「参加したことがない」が7.0ポイント多くなっています。

性別で見ると、男性のほうが「参加したことがない」が多くなっています。

年齢別で見ると、40～59歳では、「参加したことがない」が8割以上と、他の年齢層に比べて多くなっています。

【学習会等へ参加したことがない割合】

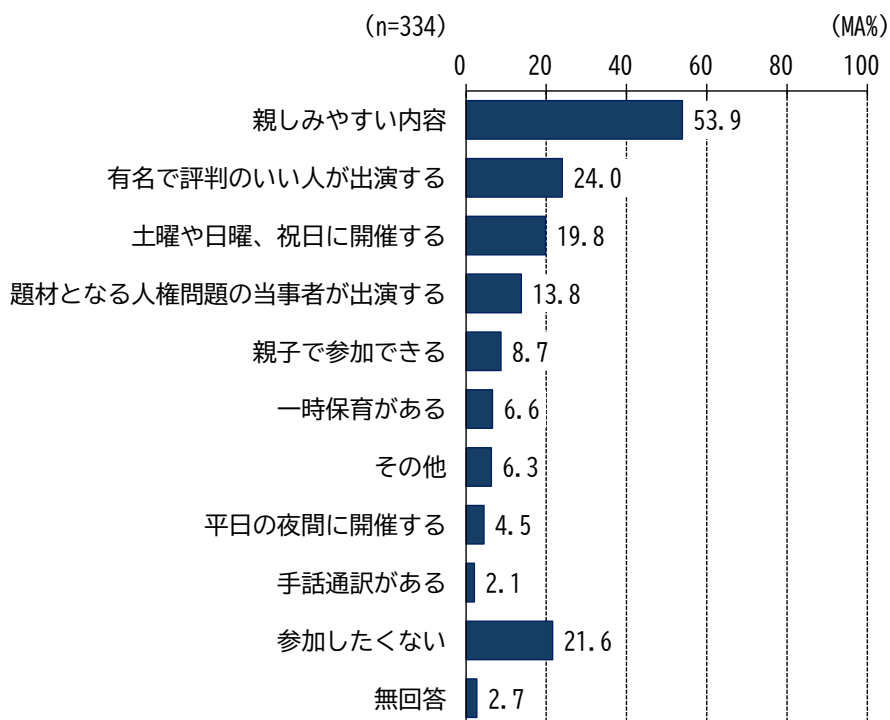


学習会等に親しみやすさが求められている

学習会等に参加したいと思える工夫について、市民の約5割が「親しみやすい内容」と回答しています。一方で、市民の約2割が「参加したくない」と回答しています。

【学習会等に参加したいと思える工夫】

単位：%



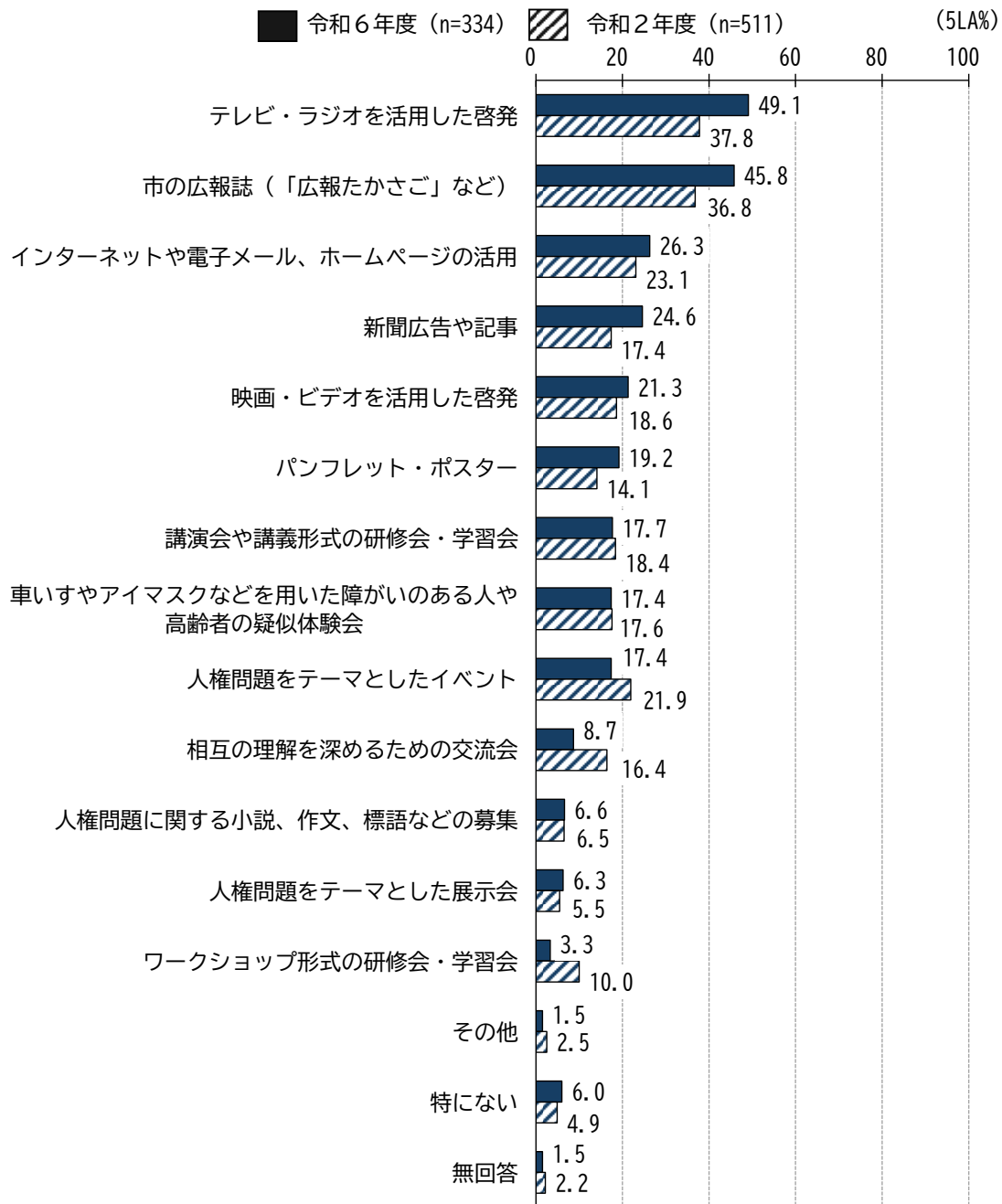


テレビやラジオ、広報誌による啓発が理解を深めやすいという声が多い

人権尊重についての理解を深めやすいものについて、「テレビ・ラジオを活用した啓発」「市の広報誌（「広報たかさご」など）」が約5割となっています。

2020（令和2）年度調査と比べると、「テレビ・ラジオを活用した啓発」「市の広報誌（「広報たかさご」など）」「新聞広告や記事」「パンフレット・ポスター」等が多くなっています。

【人権尊重についての理解を深めやすいもの】

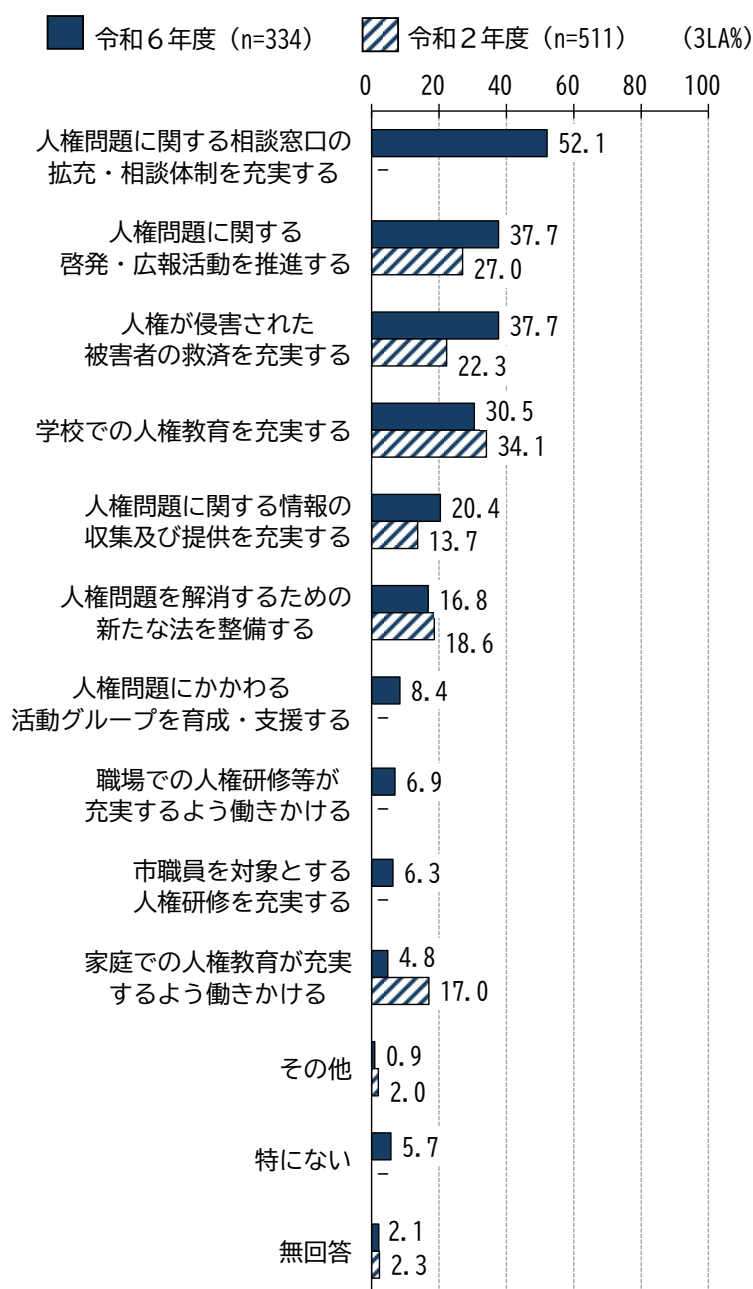


相談窓口の拡充・相談体制の充実を求める声が多い

市が力を入れていくべきことについて、「人権問題に関する相談窓口の拡充・相談体制を充実する」が最も多く、次いで「人権問題に関する啓発・広報活動を推進する」「人権が侵害された被害者の救済を充実する」「学校での人権教育を充実する」となっています。

2020（令和2）年度調査と比べると、「人権問題に関する啓発・広報活動を推進する」「人権が侵害された被害者の救済を充実する」「人権問題に関する情報の収集及び提供を充実する」が多くなっています。一方、「家庭での人権教育が充実するよう働きかける」が少なくなっています。

【市が力を入れていくべきこと】





2 高砂市の人権施策における課題

① インターネットによる人権侵害をテーマとした教育・啓発が重要

市民の約3割が人権を身近に感じていない状況にあり、特に70歳以上の年代では「身近に感じない」が「身近に感じる」を上回っています。一方、39歳以下では「身近に感じる」が約5割と、比較的若い年代において人権を身近に感じる人が多くなっています。

また、関心のある人権問題は、性別や年齢に関わらず「インターネットによる誹謗中傷などの人権侵害に関する問題」が最も多く、2020（令和2）年度調査よりも10ポイント以上増加しています。

インターネットによる人権侵害は、個別の人権問題のいずれにも密接かつ横断的に関連しているため、全年代が高い関心を持つ「インターネットによる誹謗中傷」をテーマにした啓発活動を企画するなど、多様な人権問題へと関心を広げる人権教育・啓発が重要であると考えられます。

② 相談窓口の拡充・相談体制のさらなる充実が求められている

過去5年間に人権侵害を経験した市民は約2割で、特に女性や40～59歳以下の年代で約3割と多くなっています。

また、人権侵害を経験した市民の約7割が「解消されていない」と回答しており、問題の解消につながっていません。

人権侵害を受けたとき、公的機関へ相談する人が増えている一方で、市が力を入れていくべきこととして、市民の約5割が「人権問題に関する相談窓口の拡充・相談体制を充実する」と回答しており、相談体制のさらなる充実が求められています。

③ よりみてもらえる「広報」に取り組むことが重要

市の広報誌に掲載されている人権関連記事を「読んだことがある」と回答した市民は約3割で、2020（令和2）年度調査から10ポイント以上少なくなっています。

しかし、相談窓口や市の事業・施策の情報を「市の広報誌（「広報たかさご」など）」から入手している人が最も多くなっています。また、人権についての理解を深めやすい媒体として「市の広報誌（「広報たかさご」など）」が約5割と多く、2020（令和2）年度調査から9.0ポイント増加しています。人権意識の向上に広報の活用が効果的であることから、今後はより多くの市民に読んでもらえるよう、広報誌の掲載方法を検討する必要があります。

④ 人権教育・啓発への取り組みは、効果的な周知方法の検討とより親しみやすい内容への改善が必要

本市の人権教育・啓発への取り組みへの認知度は低く、「インターネットモニタリング事業」や「CAPワークショップ」については、約9割の市民が「知らない」と回答しています。

人権教育として講演会や学習会・研修・講座等を実施している「隣保館事業（みのり会館が実施する事業）」についても、約7割の市民が「知らない」と回答しました。

また、実際に学習会などに「参加したことがない」と回答した市民は約8割と多く、2020（令和2）年度調査から7.0ポイント増加しています。

一方で、市民の約5割が「親しみやすい内容」であれば参加したいと回答しています。そのため、今後は市民への効果的な周知方法を検討するとともに、より身近で親しみやすくわかりやすい内容への改善が必要です。



第3章 計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

個人が尊重し合い、誰もが安心して、自分らしく暮らすことができるまち

人権とは、すべての人が幸福に生きるために欠かせない、生まれながらにして持っている権利であり、その重要性は社会の変化とともに一層増しています。

本市は、年齢、性別、障がい、出身、文化の違いに関わらず、誰もが安心して自分らしく生き、互いを尊重し合えるまちをめざします。

2 基本目標

(1)人権教育

すべての市民が、生涯にわたり人権を学び、理解を深めることができる学習機会を提供することで、人権尊重の心を育んでいきます。

また、幼少期から高齢期まで、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて学べる環境を整え、学校・園、地域など、あらゆる場での学びを促進していきます。

(2)人権啓発

すべての市民が、人権を特別なテーマではなく、日々の暮らしの中にある身近な問題として捉えられるよう、啓発活動を推進し、人権意識の向上に取り組みます。

また、行政、地域、企業等が連携し、多様な人権課題の解消に向けた総合的な推進体制づくりに努めます。

第 4 章 人権教育・啓発に関する横断的な施策の推進

1 あらゆる場における人権教育及び啓発

人権に対する意識は、家庭、学校・園、地域、企業など、あらゆる場において密接に関わっており、人権の視点からものごとを捉えることが大切です。

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し、基本的な人権の尊重の精神が正しく身につくよう、地域の実情を踏まえながら、学校教育及び社会教育等を通じて推進することが求められています。

人権啓発は、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し、一人ひとりの発達段階に応じて、自己の人権を守ること、他者の人権にも十分に配慮した行動が取れるようにすることを、広く啓発することが重要です。

本市では、人権尊重を基調とした学校・園における教育を推進するとともに、高砂市を舞台とした生涯学習や文化活動、交流など、様々な活動を通じて、人権意識の向上を図ります。

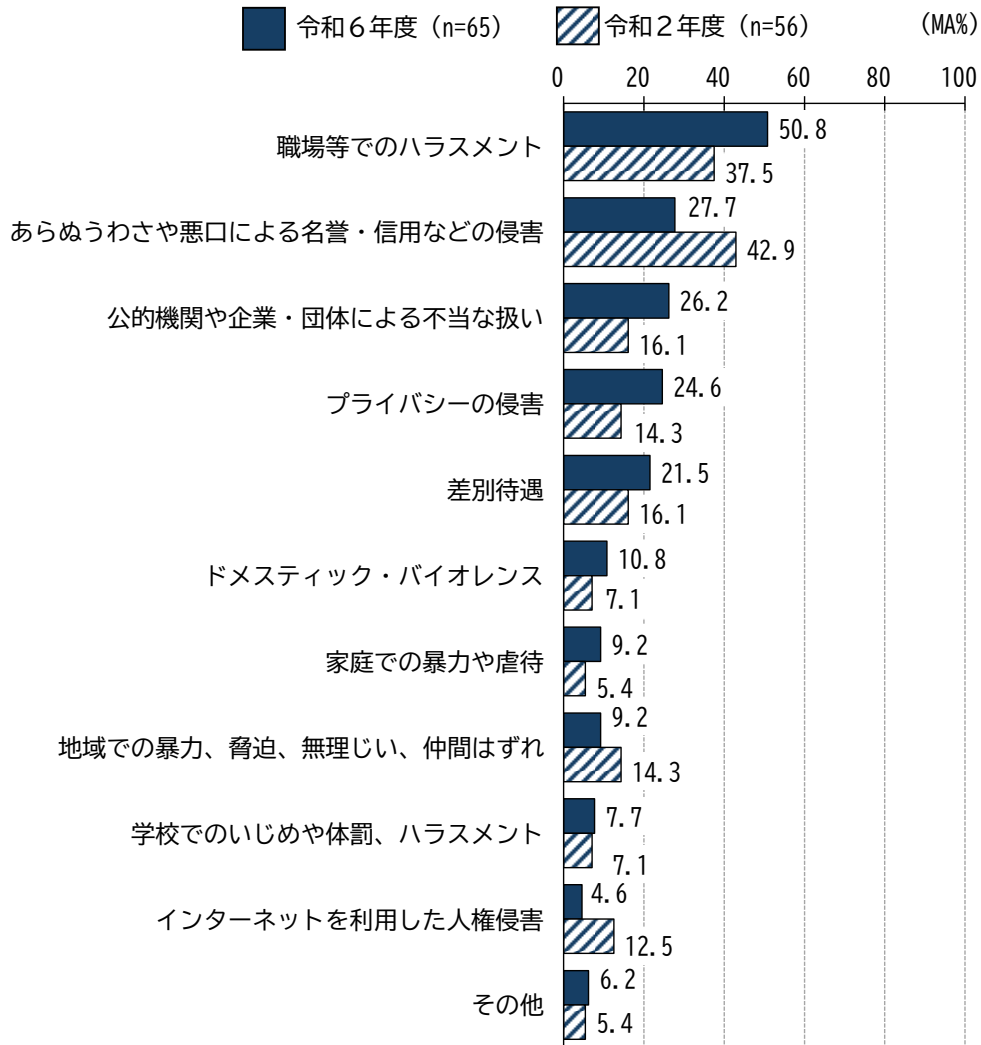
また、家庭、学校・園、地域、企業など、あらゆる場において人権が侵害されることのないまちづくりを進めます。

---調査結果より---

本調査において、人権侵害を受けたことがあると回答をした人にその内容を尋ねたところ、「職場等でのハラスメント」という回答が多く、前回調査から 10 ポイント以上増えています。家庭や学校・園、地域において人権侵害を受けた人は少ないものの、受けたと答えている人が一定数みられます。



【人権侵害の内容】



(1)家庭

現状と課題

家庭は、子どもの豊かな人間形成の基礎を培い、善悪の判断や生命の尊重といった、人権感覚の土台を育むすべての教育の出発点であり、家庭教育は極めて重要です。

保護者自身が偏見や差別をしない姿勢を子どもに示すとともに、日常生活を通じて、豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育み、基本的な社会ルールなどを教えていくことが大切です。

高砂市の状況

本市では、家庭における人権意識の高揚のため、オープンスクールでの人権講演会の実施や、PTA 分科会での意見交換、就学前教育部会での人権研修会など、学校・園と連携した取り組みを推進しています。また、男性の家事・育児参画講座など、男女共同参画の視点を取り入れた啓発も行っています。

今後の方向性

- 幼少期に豊かな人権感覚を養うためには、保護者が偏見や差別をしない姿勢を示すことが重要であることから、保護者自身の人権意識を高める講座・講演会等を開催します。
- 学校・園、地域と連携し、子ども・保護者ともに人権を学ぶ機会を充実していきます。

主な取組

- ①家庭における人権意識の高揚
- ②子育てに関する相談・支援体制の充実
- ③男性の家事、育児、介護への積極的な参加の促進

コラム

■ 家庭における人権意識の高揚

オープンスクールにおける人権講演会

家庭と学校・園との連携した人権教育として、オープンスクールを実施しています。

また、保護者の方だけではなく地域の方にも来校していただき、子どもたちの学校生活の様子をみていただくとともに、子どもたちと地域の方が一緒に人権について学ぶ機会となるよう、オープンスクールの開催に合わせて人権講演会を実施しています。





(2)学校・園

現状と課題

子どもたちの人間形成において、学校・園の果たす役割はとても重要です。

学校・園を通じて、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身につけることで、人権尊重の精神を養うことが大切です。

高砂市の状況

本市では、学校・園と家庭・地域が連携した道徳教育を進めており、毎年12月の人権週間には、子どもたちが考えた人権啓発ポスター等を通じて広く啓発に努めています。

また、生命の尊さを育む人権の花運動や、多様な性を理解するための小中学生対象の学習会や講演会の開催といった取組を推進しています。

今後の方向性

- すべての園児、児童及び生徒の人権が尊重される教育環境を整備します。また、子どもたちが自ら考え、行動する能力を育みます。
- 差別やいじめに関する正しい理解を醸成し、自分も他者も大切に作る心の育成を、教育活動全体を通じて図ります。偏見や差別を許さず、多様性を尊重し、お互いに認め合う人権意識の育成に努めます。
- 多様な性や多文化共生等、様々な人権課題に対応した教育を充実していきます。

主な取組

- ①就学前児童及び小・中学校児童生徒の豊かな感性等基礎の育成
- ②学校・園での人権教育活動の連携
- ③個々の人権を尊重する教育の充実
- ④共生の心の育成
- ⑤人権教育の内容、方法、教材等の研究

コラム

■ 個々の人権を尊重する教育の充実

CAP ワークショップ

CAP ワークショップとは、子どもへの暴力防止を目的とした参加・体験型の教育プログラムです。

子どもがいじめ、誘拐、虐待、性暴力などの様々な暴力から自分を守るための知識とスキルを身につけることを目的に実施しています。



(3)地域

現状と課題

地域は、日常の学習活動や地域活動等を通じて、様々な人権問題などについて理解を深め、実践する場であるとともに、人と人とのつながりやコミュニティの形成につながるなど、重要な役割を担っています。

高砂市の状況

本市では、地域における人権啓発活動として、人権フェスティバルの開催、市内10小学校区ごとにある校区人権推進委員会や「人権文化のまちづくり講座」等における人権講演会等の人権教育、人権通信「あけぼの」による人権啓発を実施しています。

今後の方向性

- 地域住民が日常的な活動の中で人権について学び、考える機会を確保するため、人権フェスティバルや人権講演会を継続して開催します。また、市民が親しみやすく、参加しやすく、興味を持ってもらえるような講座等の開催に努めます。
- 市民に興味を持ってもらえるような広報誌の作成に努めます。
- 自治会、人権擁護委員などの地域団体との連携を強化し、様々な人権問題について考える機会を充実させることで、市民の人権意識の高揚を図ります。

主な取組

- ①人権啓発活動の充実
- ②市民の人権に関する意識の高揚
- ③地域における啓発

■ 地域人権啓発活動の充実

コラム

人権通信「あけぼの」

人権通信「あけぼの」は、広報たかさごにて年に4回、学校や園での人権実践活動や市の取組を掲載しています。

日常的な情報を通じて、市民一人ひとりが人権課題を自分ごととして考え、高砂市全体でお互いの人権を尊重し合えるような温かい共生社会の実現をめざしています。



(4)企業等

現状と課題

企業等の事業活動は、地域社会、ひいては国際社会の人権に大きな影響を与えるものであり、差別がなく安心して働ける職場環境の形成は、企業として果たすべき役割であるといえます。

職場においては、ハラスメントやメンタルヘルスをはじめ、不公正な採用や男女間の賃金格差、配置・昇進の格差など、様々な人権問題があります。

企業活動における人権尊重の促進を図ることを目的として、2020（令和2）年10月に『『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）』が策定され、2022（令和4）年9月には、企業による人権尊重の取組をさらに促進することを目的に、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定されました。

また、障がいや性的マイノリティ、国籍などによって差別や偏見を受けることがなく、多様な人材が活躍できる環境を整備することが重要です。

2024（令和6）年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正施行され、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されました。

高砂市の状況

高砂市人権教育協議会の企業部会では、人権が尊重される職場づくりや人権尊重の支援に根ざした企業活動を進めるため、「ハラスメント」「外国人労働者の現状」や「性の多様性」等についての講演会を開催しています。

また、優秀な人材の確保や従業員の定着及び生産性の向上など、企業の成長を促進するために、本市では企業における女性活躍の推進に向けた取り組みを行っています。

今後の方向性

- ハラスメントやメンタルヘルスの重要性をはじめ、採用・昇進・賃金格差の是正など、企業・労働者がともに不利益を被ることがないように、市内企業と連携して広く人権研修・講座を開催します。
- 女性や障がいのある人、外国人など、多様な人材が個性と能力を発揮できる職場づくりを支援します。

主な取組

- ①人権が尊重される職場づくりの支援
- ②事業所内研修のための情報及び教材等の提供

2 人権問題と深い関わりを持つ職業従事者に対する人権教育の推進

現状と課題

市職員、教職員、福祉関係者等、人と深く関わる職業従事者は、市民の人権擁護及び課題解決の最前線に立つ重要な役割を担っています。これらの従事者が複雑化・多様化する人権課題に対し、正確な知識と高い人権感覚を持って相談や支援を行うためには、より専門的かつ継続的に研修を実施する必要があります。

高砂市の状況

市職員に対しては、体系的な人権研修を実施するなど、人権問題の正しい理解と、職務遂行に必要な資質の向上を図っています。

また、教職員に対しては、高砂市人権教育研究大会等を通じて、人権教育の実践能力の養成及び基礎知識・人権感覚の習得を促しています。

今後の方向性

- 市職員及び教職員に対し、人権課題に関する専門知識の習得及び人権感覚の涵養を目的とした研修を定期的実施し、高い職務能力の維持・向上を図ります。
- 人権相談の担当者や福祉、教育分野の職員に対しては、特に、個別の人権課題に関する専門的な知識及び人権侵害事案への対応能力を高める研修を、重点的に実施します。
- 警察、法務局、弁護士会などの関係機関との連携を強化し、専門的な知見を共有するとともに、発生した人権侵害に対して適切に対処します。

主な取組

- ①市職員としての人権問題への正しい理解と、差別の解消に取り組むための意識と資質の向上
- ②教育活動全般における効果的な人権教育の実践のための知識及び意識の醸成
- ③職務に関する人権に関わる基礎知識と人権感覚の取得

コラム

■ 市職員としての人権問題への正しい理解と、差別の解消に取り組むための意識と資質の向上

人権研修

市職員が人権問題を正しく理解し、差別解消に取り組むための意識と資質の向上を図るための研修を実施しています。

◆これまでに取り組んだ研修テーマ◆

「いまあらためて部落差別を考える～水平社創立から100年を迎えて～」

「考えてみよう！性の多様性」

「部落差別などの人権課題の実状と正しい理解」

など



第5章 身近な人権課題

1 課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）

現状と課題

情報化社会の進展は人々の生活を豊かにしましたが、同時に、匿名性の高いインターネット空間における人権侵害が深刻化しています。差別的な書き込みや誹謗中傷、プライバシー侵害、いじめは、被害者の心身を深く傷つけるだけでなく、不特定多数の人の名誉毀損にもつながります。

インターネット上の人権侵害は、特定の課題にとどまらず、女性、障がいのある人、性的マイノリティ、部落差別（同和問題）など、あらゆる人権課題に密接かつ横断的に関連する問題です。また、インターネットの特性上、差別意識を助長したり、記載された内容が瞬時に広まってしまうなど、深刻な影響を及ぼします。

各種法制度の状況

こうした状況に対し国は法整備を進めており、インターネット上での権利侵害に対し、プロバイダ等への対応を迅速化するための「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（旧：プロバイダ責任制限法）の改正（2025（令和7）年4月施行）や、侮辱罪の法定刑の引上げ（2022（令和4）年6月改正・施行）など、被害者救済と加害者への厳正な対処を可能にするための措置を講じています。また、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（2025（令和7）年6月閣議決定）や「第4次犯罪被害者等基本計画」（2021（令和3）年3月策定）においても、インターネット上の人権侵害が課題となっています。

高砂市の状況

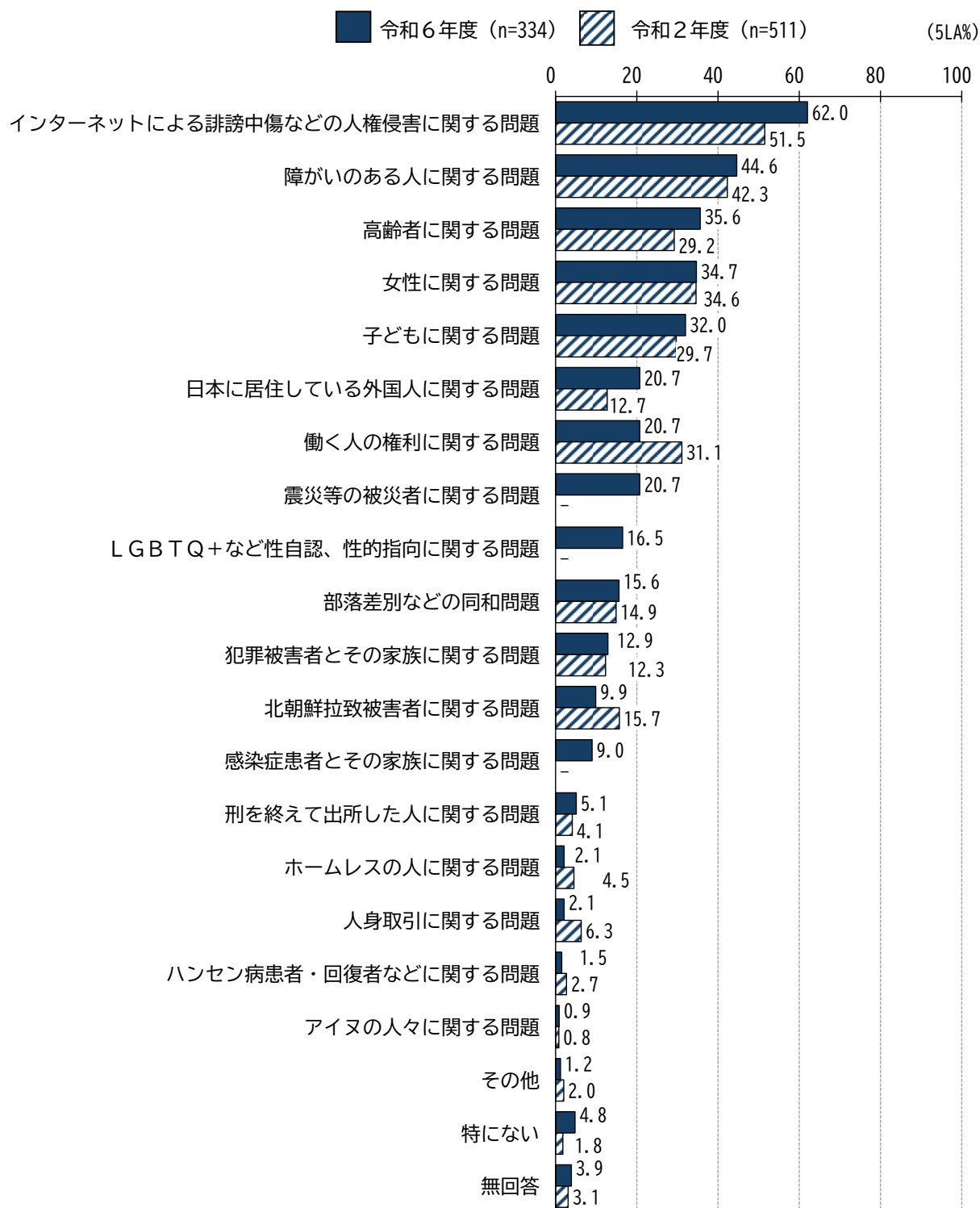
本市では、市内における部落差別（同和問題）や在留外国人、性的少数者などに関する悪質・差別的な書き込みを監視し、早期発見・拡散防止に努めています（インターネットモニタリング事業）。

――調査結果より――

本調査において、関心のある人権問題について尋ねたところ、「インターネットによる誹謗中傷などの人権侵害に関する問題」という回答が、性別・年齢に関わらず最も多く、5年前の調査結果よりも10ポイント以上増加した人権問題であることから、インターネットをテーマとした人権教育・啓発が重要です。

また、インターネットに関する人権問題を尋ねたところ、「情報発信者が特定されないため、無責任な発言を行うこと」「他人へのひどい悪口などや差別的な表現などを掲載・投稿すること」という回答が半数を超えて多い回答となっています。

【関心のある人権問題】





【関心のある人権問題（性別・年齢別）】

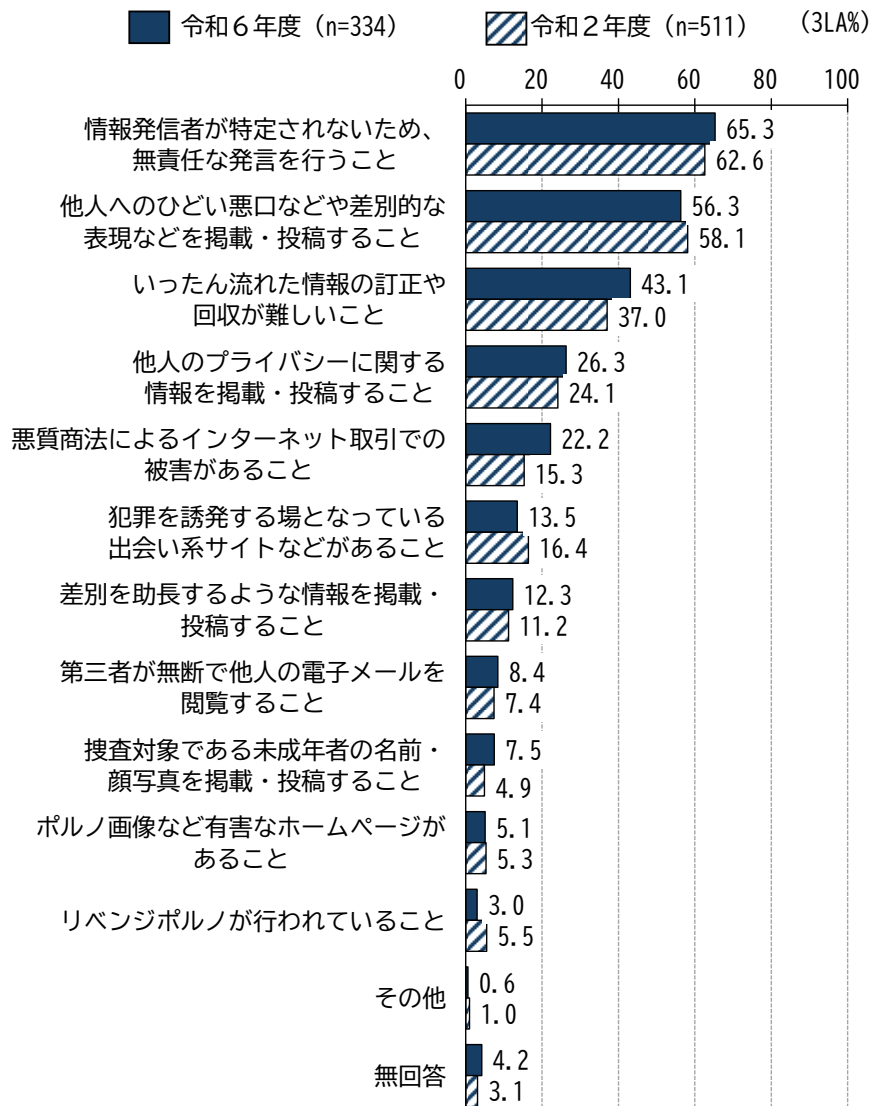
単位：％

| | 母数 (n) | 関心のある人権問題(5LA) | | | | | | | | | | |
|----|-----------|----------------|-----------|-----------|---------------|-------------|------------|-----------|------------------|---------------------|------------------|--------------------|
| | | 女性に関する問題 | 子どもに関する問題 | 高齢者に関する問題 | 障がいのある人に関する問題 | 部落差別などの同和問題 | 外国人に居住している | 日本に居住している | 感染症患者とその家族に関する問題 | ハンセン病患者・回復者などに関する問題 | 犯罪被害者とその家族に関する問題 | LGBTQ+など性的指向に関する問題 |
| 全体 | 334 | 34.7 | 32.0 | 35.6 | 44.6 | 15.6 | 20.7 | 9.0 | 1.5 | 12.9 | 16.5 | 62.0 |
| 性別 | 男性 | 152 | 25.7 | 27.0 | 39.5 | 53.3 | 19.1 | 27.6 | 7.9 | 2.6 | 11.2 | 59.2 |
| | 女性 | 179 | 43.0 | 36.9 | 33.0 | 36.9 | 12.8 | 14.5 | 8.9 | 0.6 | 14.0 | 64.8 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 48.5 | 44.1 | 20.6 | 47.1 | 7.4 | 27.9 | 4.4 | 2.9 | 14.7 | 67.6 |
| | 40～59歳 | 98 | 40.8 | 29.6 | 27.6 | 43.9 | 17.3 | 20.4 | 12.2 | - | 17.3 | 62.2 |
| | 60～69歳 | 64 | 35.9 | 32.8 | 45.3 | 54.7 | 17.2 | 14.1 | 10.9 | 3.1 | 3.1 | 64.1 |
| | 70歳以上 | 102 | 19.6 | 26.5 | 48.0 | 37.3 | 18.6 | 19.6 | 6.9 | 1.0 | 12.7 | 57.8 |

単位：％

| | 母数 (n) | 関心のある人権問題(5LA) | | | | | | | | | | |
|----|-----------|----------------|----------------|------------------|--------------|------------|--------------|---------------|------|------|-----|-----|
| | | ホームレスの人に関する問題 | 北朝鮮拉致被害者に関する問題 | 刑を終えて出所した人に関する問題 | アイヌの人々に関する問題 | 人身取引に関する問題 | 働く人の権利に関する問題 | 震災等の被災者に関する問題 | その他 | 特にない | 無回答 | |
| 全体 | 334 | 2.1 | 9.9 | 5.1 | 0.9 | 2.1 | 20.7 | 20.7 | 1.2 | 4.8 | 3.9 | |
| 性別 | 男性 | 152 | 3.9 | 5.3 | 5.9 | 1.3 | 2.0 | 26.3 | 25.0 | 0.7 | 5.3 | 0.7 |
| | 女性 | 179 | 0.6 | 14.0 | 3.9 | 0.6 | 2.2 | 15.6 | 16.8 | 1.7 | 4.5 | 6.1 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 2.9 | 2.9 | 8.8 | - | 1.5 | 32.4 | 16.2 | - | 4.4 | - |
| | 40～59歳 | 98 | 2.0 | 2.0 | 3.1 | 1.0 | 2.0 | 22.4 | 17.3 | 2.0 | 3.1 | 7.1 |
| | 60～69歳 | 64 | 1.6 | 17.2 | 4.7 | 3.1 | 1.6 | 17.2 | 21.9 | 3.1 | 1.6 | 4.7 |
| | 70歳以上 | 102 | 2.0 | 17.6 | 3.9 | - | 2.9 | 13.7 | 26.5 | - | 8.8 | 2.0 |

【インターネットに関する人権問題】



今後の方向性

- 市民に人権をより身近に感じてもらえるよう、インターネットをテーマとした人権教育・啓発を推進します。
- インターネットにおける人権侵害について、市民誰もが被害者にも加害者にもならないよう、情報リテラシーの向上に向けた教育・啓発に取り組みます。
- インターネット上の人権侵害情報を早期に発見し、被害の未然防止・拡大防止を図るため、インターネットモニタリング事業の強化を図ります。



主な取組

- ①事故発生時の対応
- ②情報モラルの向上
- ③インターネットモニタリングによる差別発言等の抑止

コラム

■ 情報モラルの向上

人権研修

デジタル情報教育教材の活用や、インターネットトラブル防止講座を通して、ネット上であっても、実社会と同様に人を傷つけることがあることを理解してもらえよう、思いやりの心の育成を図っています。

2 各人権課題に対する取組

(1)女性

現状と課題

社会全体で男女共同参画への取組が進んでいるものの、職場や家庭をはじめとするあらゆる場面における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が根強く残っています。女性に対する人権侵害は依然として深刻であり、性暴力やDV(ドメスティック・バイオレンス)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などが問題となっています。

各種法制度の状況

国際連合が中心となり、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、1979(昭和54)年12月に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。

その後、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の形成に向け、1999(平成11)年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

2001(平成13)年4月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が施行されました。

2016(平成28)年4月には、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法施行)」が施行されました。

近年では、女性が抱える困難は性的な被害や家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化・複合化しています。特にコロナ禍により、このような課題がより顕在化したことから、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2024(令和6)年4月に施行され、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することが基本理念に定められています。

高砂市の状況

本市では男女共同参画センターを中心に男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識改革をはじめ、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進、女性に対する暴力の根絶など、男性も女性もあらゆる分野で対等に参加できる社会の実現をめざした取り組みを進めています。

また、女性が抱える様々な問題について相談に応じる「女性のための相談」を実施しています。



---調査結果より---

本調査において、女性に関する人権問題を尋ねたところ、男女ともに「働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」という回答が多くなっています。性別で見ると、女性は男性に比べて「男女の固定的な性別役割分担意識」を、男性は女性に比べて「昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い」という回答が多く、男性と女性で回答に差がみられます。

また、「セクシャル・ハラスメント」について年代別で見ると、60歳以上の年代は39歳以下より10ポイント以上減少しており、セクシャル・ハラスメントに対して問題意識が低いことがうかがえます。

【女性に関する人権問題（性別・年齢別）】

単位：％

| | 母数 (n) | 女性に関する人権問題(3LA) | | | | | | | | | | |
|----|-----------|-----------------|-------------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------|------------------------|----------------|---------------|--------------|------------|---------|
| | | 男女の固定的な性別役割分担意識 | 職場での昇進の格差など、昇給・昇進の待遇の違い | 女性の社会進出のための支援制度の不備 | 育児・介護などを両立できない環境が整備されていないこと | 男女ともに、働きながら、家事や | 地域の慣習やしきたりなどに参加制限があること | ドメスティック・バイオレンス | セクシユアル・ハラスメント | マタニティ・ハラスメント | パワー・ハラスメント | ストーカー行為 |
| 全体 | 334 | 39.5 | 30.5 | 19.2 | 55.7 | 5.4 | 13.2 | 12.6 | 6.6 | 14.4 | 12.9 | |
| 性別 | 男性 | 152 | 34.9 | 35.5 | 21.7 | 53.3 | 5.9 | 10.5 | 17.1 | 5.3 | 11.2 | 14.5 |
| | 女性 | 179 | 43.6 | 26.8 | 17.3 | 58.1 | 5.0 | 15.1 | 8.4 | 7.8 | 16.8 | 11.2 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 44.1 | 23.5 | 17.6 | 57.4 | 4.4 | 13.2 | 23.5 | 8.8 | 8.8 | 14.7 |
| | 40～59歳 | 98 | 39.8 | 32.7 | 17.3 | 57.1 | 6.1 | 15.3 | 15.3 | 7.1 | 18.4 | 13.3 |
| | 60～69歳 | 64 | 43.8 | 25.0 | 15.6 | 53.1 | 3.1 | 14.1 | 9.4 | 3.1 | 18.8 | 14.1 |
| | 70歳以上 | 102 | 34.3 | 37.3 | 24.5 | 55.9 | 6.9 | 9.8 | 3.9 | 6.9 | 10.8 | 10.8 |

単位：％

| | 母数 (n) | 女性に関する人権問題(3LA) | | | | | | |
|----|-----------|-----------------|-----------|-------------|----------|--------|-----------------|-----|
| | | 売春・買春、援助交際 | 映像誌・商品化など | アダルトビデオ、ポルノ | 行われたいポルノ | リベンジ犯罪 | 痴漢やわいせつ行為などの性犯罪 | その他 |
| 全体 | 334 | 8.4 | 4.8 | 7.2 | 20.1 | 0.6 | 2.7 | |
| 性別 | 男性 | 152 | 10.5 | 2.6 | 4.6 | 18.4 | 0.7 | 3.3 |
| | 女性 | 179 | 6.7 | 6.7 | 8.4 | 21.2 | 0.6 | 2.2 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 10.3 | 2.9 | 2.9 | 27.9 | 1.5 | - |
| | 40～59歳 | 98 | 8.2 | 6.1 | 10.2 | 16.3 | - | 1.0 |
| | 60～69歳 | 64 | 12.5 | 7.8 | 7.8 | 25.0 | - | 3.1 |
| | 70歳以上 | 102 | 4.9 | 2.9 | 4.9 | 14.7 | 1.0 | 5.9 |

今後の方向性

- 性別に関わらず、誰もが多様な生き方や働き方を選択できるよう、ジェンダー平等の意識を醸成します。
- DV、性犯罪やストーカー行為など、あらゆる暴力や人権侵害を許さない意識を醸成するとともに、関係機関の連携強化による支援体制の充実に努めていきます。

主な取組

- ①人権啓発活動の充実
- ②男女共同参画推進に向けた広報・啓発の充実
- ③表現における男女共同参画の推進、情報教育の充実
- ④働く場における男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と育児等の両立支援
- ⑤暴力の防止に向けた啓発・教育の推進及び相談体制の充実
- ⑥生涯を通じた心身の健康づくりの推進

男女共同参画推進に向けた広報・啓発の充実

コラム

男女共同参画週間

毎年6月23日から29日は「男女共同参画週間」として、すべての人が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するための啓発を実施しています。





(2)子ども

現状と課題

近年、急速な少子化の進行や地域のつながりの希薄化などによる社会背景の変化に伴い、子育ての孤立感と負担感の増加、不登校の深刻化、いじめ、虐待の増加など、子どもをめぐる環境が大きく変化しています。

子どもたちは、ひとりの人間として人権（権利）を持つと同時に、大人以上に人権侵害を受けやすいため、社会的に守られるべき存在でなければなりません。

各種法制度の状況

国際連合が中心となり 1989（平成元）年 11 月に採択された「こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）」では、すべての子どもに、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」といった基本的人権を保障しています。

国際的にも「児童の最善の利益の考慮」が示された一方で、日本国内において児童虐待に関する相談の増加、虐待問題が深刻化したことから「児童虐待の防止等に関する法律」が 2000（平成 12）年 11 月に施行されました。

また、いじめを理由に自らの命を絶つという痛ましい事件が起こることがないように、2013（平成 25）年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が 2014（平成 26）年 1 月に施行されるなど、子どもを守るための各種法制度が整備されてきました。

そして、子どもの最善の利益を優先して考える社会としていくために「こども基本法」が 2023（令和 5）年 4 月に施行されました。

高砂市の状況

本市において、「第 2 期高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」を 2025（令和 7）年 3 月に策定し、「こどもは地域・社会の宝である」という認識のもと、総合的な取組を進めています。

要保護児童対策地域協議会の運営や啓発チラシの配布などにより、児童虐待防止に取り組むとともに、2024（令和 6）年度には子ども家庭相談センターを設置するなど、相談支援機能の強化を図っています。

また、学校・園では、子どもの権利条約を基盤とし、園長・校長会や人権教育担当者会の主導のもと、「こどもの人権」が尊重される学校・園づくりに取り組むとともに生徒会が中心となった校則の見直しを進めました。

いじめへの対応として、潜在的ないじめの発見といじめの実態把握に努め、早期発見・早期対応に努めています。また、「いじめ対応高砂市ネットワーク会議」では、学校・関係機関と連携し、いじめ防止対策などについて協議を行いました。さらに、2024（令和 6）年 6 月に「高砂市いじめ問題調査委員会条例」を定めました。

――調査結果より――

本調査において、子どもに関する人権問題を尋ねたところ、「子どもに心理的虐待を加えたり、子育てを放棄すること」という回答が多くなっています。年代別で見ると、「保護者がいうことを聞かない子どもにしつけのつもりで体罰を与えること」「家庭、学校、地域の連携が弱く、子どもを育てる環境が孤立していること」は39歳以下で回答が多くなっています。

【子どもに関する人権問題（年齢別）】

単位：%

| | 母数 (n) | 子どもに関する人権問題(3LA) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----------|------------------|-------------------------------|--|---|--------------------------------------|--------------------------------------|---|--------------------------------------|---|---------------------------------|---|--|--|--|--------------------------------------|---|---|--|--------------------------------------|
| | | 体罰を 与える こと | 保護者 がいう ことを 聞か ない | 子育 てを 放 棄 す る こ と | 子 ど も に 心 理 的 虐 待 を 加 え た り、 | 子 ど も の 貧 困 問 題 | 孤 立 し て い る こ と | 家 庭 、 学 校 、 地 域 の 連 携 が 弱 く、 | い じ め を す る こ と | 「 仲 間 は ず れ 」 、 「 暴 力 」 や | 「 無 視 」 な ど の | 見 ぬ ら れ て い る こ と | い じ め を し て い る こ と | い じ め を し て い る こ と | 大 学 や 就 職 先 の 選 択 な ど に つ い て、 | 体 罰 を 加 え る こ と | 教 師 が 児 童 や 生 徒 に | ビ デ オ 、 イ ン タ ー ネ ッ ト で の | 子 ど も を 取 り 巻 く 性 情 報 の は ん ら ん | 性 被 害 に 遭 う こ と |
| 全体 | 334 | 27.2 | 57.8 | 26.0 | 19.2 | 36.8 | 30.5 | 5.1 | 7.8 | 9.3 | 9.6 | 27.5 | | | | | | | | |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 35.3 | 66.2 | 26.5 | 26.5 | 27.9 | 23.5 | 5.9 | 4.4 | 7.4 | 25.0 | | | | | | | | |
| | 40～59歳 | 98 | 23.5 | 53.1 | 32.7 | 11.2 | 37.8 | 29.6 | 2.0 | 10.2 | 13.3 | 38.8 | | | | | | | | |
| | 60～69歳 | 64 | 29.7 | 68.8 | 20.3 | 18.8 | 48.4 | 26.6 | 3.1 | 9.4 | 4.7 | 28.1 | | | | | | | | |
| | 70歳以上 | 102 | 24.5 | 50.0 | 23.5 | 22.5 | 34.3 | 39.2 | 8.8 | 6.9 | 9.8 | 17.6 | | | | | | | | |

単位：%

| | 母数 (n) | 子どもに関する人権問題(3LA) | | | |
|----|-----------|--|---|-------------|-------------|
| | | 子 親 の こ も が 無 国 籍 や 無 戸 籍 に な る こ と | 又 児 童 買 春 や 子 ど も の 商 品 化 す る こ と | そ の 他 | 無 回 答 |
| 全体 | 334 | 6.6 | 4.2 | 0.9 | 1.2 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 8.8 | 7.4 | 1.5 |
| | 40～59歳 | 98 | 6.1 | 6.1 | 1.0 |
| | 60～69歳 | 64 | 10.9 | - | 1.6 |
| | 70歳以上 | 102 | 2.9 | 2.0 | 1.0 |



今後の方向性

- 「こどもは地域・社会の宝である」という認識のもと、子どもを権利の主体に置いた、子どもの意見を尊重する地域づくりに取り組みます。
- いじめや不登校、虐待の防止、子育ての孤立の防止など、子ども一人ひとりの成長を地域社会全体で支えるため、学校・園、家庭、地域が連携を強化し、早期発見・早期対応に取り組みます。
- 「いじめを未然に防ぐ・いじめを見逃さない・いじめから守り抜く」体制の強化を図るため、児童生徒との個別面談やアンケートの実施、「いじめ防止基本方針」に基づき、専門家や関係機関と連携して対応するなど、早期解決に取り組みます。
- 子どもが安心して過ごせる環境づくりを進めるため、相談体制の充実を図ります。

主な取組

- ①児童福祉推進に向けた広報・啓発の充実
- ②児童虐待を防止する取組の充実
- ③相談及び支援体制の充実
- ④個々の人権を尊重する教育の充実
- ⑤共生の心の育成
- ⑥いじめへの対応
- ⑦ネット社会への対応
- ⑧不登校への対応

コラム

児童虐待を防止する取組の充実

児童虐待防止対策事業

11月の「秋のこどもまんなか月間」の取組の一つとして実施する「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」では啓発チラシの配布や庁舎のライトアップによる啓発を実施しています。



(3)高齢者

現状と課題

人口の高齢化は日本全体で急速に進んでおり、本市においても今後さらに進行することが予想されています。

こうした状況の中で、養護者や養介護施設従事者等による身体的・心理的虐待をはじめ、養護者や高齢者の親族等による経済的虐待など、高齢者への人権侵害は深刻化しています。また、団塊の世代が後期高齢期を迎えたことに伴い、認知症の高齢者が増加している一方で、認知症は年齢に関わらず誰もがなり得ることから、社会全体で向き合うべき課題となっています。

各種法制度の状況

2006（平成18）年4月、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、養護者や養介護施設従事者等による高齢者に対する身体的・心理的虐待や、養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分する等の経済的虐待等についての取組が行われています。

また、2024（令和6）年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、同年12月にはこの法律に基づいた「認知症施策推進基本計画」が策定されました。

高齢者の割合が大きくなっていく中で、高齢者が暮らしやすい社会をつくることは、他の年代の人にとっても優しく暮らしやすい社会の実現につながります。

高砂市の状況

本市では、高齢者の誰もが自分らしく暮らせるまちづくりに向け、介護保険サービスの充実をはじめ、認知症サポーターの拡大や認知症カフェの充実といった、認知症に対する施策を推進しています。さらに、高齢者の尊厳と人権が尊重され、本人らしい生活を続けられるよう、悪質商法など消費生活に関する注意喚起や虐待防止に向けた権利擁護事業、成年後見制度の利用促進にも取り組んでいます。

――調査結果より――

本調査において、高齢者に関する人権問題を尋ねたところ、「悪質商法や詐欺などによる被害が多いこと」という回答が多くなっています。年代別でみると、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと」は親などの介護を担う年代（40～69歳）で回答が多くなっています。



【高齢者に関する人権問題】

単位：％

| | | 母数 (n) | 高齢者に関する人権問題(3LA) | | | | | | | | | |
|----|--------|-----------|-------------------------------|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|--|
| | | | や高齢者が 環境整備が 十分でない こと | 多く悪質商 法や詐欺な どによる被 害が多いこ と | 介護の対応 が十分でない こと | 病院での看護 や福祉施設 での | 意見や行動が 尊重されない こと | 孤立や深い 孤独を感じる こと | 近所や地域の 人とのふれあ い | 制度や施設 での介護を 支援する | 情報が伝 える配慮が 足りないこと | 身近に店舗 がない、移 動手段が ないなど 日常生活 の買い物が 不便である こと |
| 全体 | | 334 | 33.8 | 24.0 | 15.9 | 35.9 | 14.1 | 6.6 | 15.0 | 27.2 | 24.0 | 32.0 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 23.5 | 30.9 | 14.7 | 36.8 | 16.2 | 13.2 | 19.1 | 20.6 | 13.2 | 29.4 |
| | 40～59歳 | 98 | 29.6 | 28.6 | 15.3 | 33.7 | 15.3 | 4.1 | 10.2 | 33.7 | 21.4 | 33.7 |
| | 60～69歳 | 64 | 48.4 | 21.9 | 17.2 | 28.1 | 14.1 | 4.7 | 9.4 | 35.9 | 31.3 | 31.3 |
| | 70歳以上 | 102 | 36.3 | 16.7 | 16.7 | 42.2 | 11.8 | 5.9 | 20.6 | 20.6 | 28.4 | 31.4 |

単位：％

| | | 母数 (n) | 高齢者に関する人権問題(3LA) | | | | |
|----|--------|-----------|------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| | | | 守られ ないこ と | 十分 でない 原因 で判 断能 力が | 認知症 から 虐待 を受 ける こと | 家族 以外 の関 係者 から | 虐待 を受 ける こと |
| 全体 | | 334 | 12.0 | 10.5 | 6.9 | 0.9 | 0.6 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 13.2 | 11.8 | 11.8 | 1.5 | 1.5 |
| | 40～59歳 | 98 | 18.4 | 11.2 | 10.2 | - | 1.0 |
| | 60～69歳 | 64 | 12.5 | 7.8 | 1.6 | 1.6 | - |
| | 70歳以上 | 102 | 4.9 | 9.8 | 2.9 | 1.0 | - |

今後の方向性

- あらゆる高齢者が尊厳と生きがいを持って安心して健康に暮らせる社会をめざします。
- 高齢者が暮らしやすい地域をつくるため、介護を支援する仕組みやサービスの充実、まちのバリアフリー化を図ります。
- 地域全体で高齢者を見守り支えるネットワークを構築するとともに、認知症の人と家族を支援する取組を継続的に推進していきます。
- 高齢者に対する虐待や悪質商法による被害を防ぐため、啓発活動を強化するとともに、権利擁護事業や成年後見制度の利用促進を図ります。また、高齢者に対する虐待防止について、養護者や要介護施設従事者等へ幅広く周知します。

主な取組

- ①人権啓発活動の充実
- ②高齢者の人権尊重
- ③相談及び支援体制の充実
- ④認知症施策の推進
- ⑤権利擁護事業の推進
- ⑥地域連携の構築
- ⑦高齢者福祉サービスの充実
- ⑧悪質商法などの被害撲滅
- ⑨高齢者の交通安全
- ⑩高齢者の就業促進

コラム

認知症施策の推進

様々な認知症施策

認知症の人が尊厳を保持しつつ、安心して暮らすことができるよう、認知症相談センターの周知や認知症サポーターの養成、認知症カフェの充実、地域での支援チーム「たかさごチームオレンジ」登録の推進、認知症の人と家族の会の活動支援といった事業を実施しています。

右図の「認知症あんしん BOOK」は、認知症になっても自分らしく、高砂で暮らしていくための冊子です。





(4)障がいのある人

現状と課題

障がいの有無に関わらず、誰もがかけがえのない個人として尊重されるべき存在です。

しかし、障がいのある人は物理的・心理的な障壁（バリア）によって、就労、教育、地域活動への参加など、社会生活の様々な場面で不当な差別や偏見に直面することがあり、障がいのある人に対する差別や偏見は、依然として存在しています。

障がいの有無に関わらず、地域の一員として、ともに活躍できる地域づくりが求められています。

各種法制度の状況

2006（平成18）年12月、国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択されました。

我が国においては、この条約の批准に向けて、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害者基本法」の改正が行われ、「障害者」の定義の見直しや障がいのある人に対する差別の禁止が明記されました。その後、2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、「不当な差別的取り扱いの禁止」と「障がい者に対する合理的配慮」が義務づけられました。2024（令和6）年4月には改正法が施行され、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。

高砂市の状況

本市では、「高砂市障害者計画」（2021（令和3）年3月策定）に基づき、「みとめあい、ささえあい、活躍できるまち」を基本理念に、障がいのある人の社会参加の促進をはじめ、障がいや障がいのある人への理解の促進に努めています。

また、理解の促進に向けて、障害者週間に広報やHPを通じて障がいに対する理解を深める記事を掲載するとともに、障がい者団体と連携した啓発活動に取り組んでいます。

-----調査結果より-----

本調査において、60歳以上や、他設問において「人権を身近に感じる」と回答した人の多くが、障がいのある人に関する人権問題として、「障害のある人が暮らしやすいまちづくりや住環境整備が十分でないこと」と回答しています。

【障がいのある人に関する人権問題】

単位：％

| | | 母数 (n) | 障がいのある人に関する人権問題(31A) | | | | | | | | | |
|----|--------|-----------|--|--|---|--|---|---|---|---|--|---|
| | | | 十分に まぢづ くりの ある や住 環境 整備 がす い | 障が いの ある 人 が 暮 ら し や す い | 待 遇 が 十 分 保 障 さ れ て い な い こ と | 働 く 場 所 や 機 会 が 少 な く 、 | 学 校 や 職 場 で 不 利 な 扱 い を 受 け る こ と | 障 が い の あ る 人 だ け で は 賃 貸 住 宅 な ど へ の 入 居 が 難 し い こ と | 介 護 の 対 応 が 十 分 で な い こ と | 病 院 で の 看 護 や 福 祉 施 設 で の 対 応 が 十 分 で な い こ と | ス ポ ー ツ 活 動 や 文 化 活 動 な ど に 参 加 で き な い こ と | 社 会 復 帰 や 社 会 参 加 の た め の 受 入 態 勢 が 十 分 で な い こ と |
| 全体 | | 334 | 48.2 | 44.6 | 25.7 | 9.0 | 6.9 | 9.9 | 28.4 | 15.6 | 15.6 | 10.8 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 41.2 | 47.1 | 39.7 | 8.8 | 4.4 | 8.8 | 25.0 | 13.2 | 20.6 | 14.7 |
| | 40～59歳 | 98 | 45.9 | 45.9 | 28.6 | 8.2 | 6.1 | 9.2 | 25.5 | 18.4 | 20.4 | 13.3 |
| | 60～69歳 | 64 | 53.1 | 46.9 | 20.3 | 6.3 | 6.3 | 12.5 | 39.1 | 17.2 | 12.5 | 9.4 |
| | 70歳以上 | 102 | 52.9 | 41.2 | 17.6 | 11.8 | 9.8 | 9.8 | 27.5 | 13.7 | 8.8 | 6.9 |

単位：％

| | | 母数 (n) | 障がいのある人に関する 人権問題(31A) | | |
|----|--------|-----------|---|-------------|-------------|
| | | | 家 族 を 以 外 の 関 係 者 か ら 虐 待 を 受 け る こ と | そ の 他 | 無 回 答 |
| 全体 | | 334 | 14.1 | 2.7 | 5.1 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 19.1 | 4.4 | 2.9 |
| | 40～59歳 | 98 | 18.4 | - | 3.1 |
| | 60～69歳 | 64 | 10.9 | 4.7 | 3.1 |
| | 70歳以上 | 102 | 7.8 | 2.9 | 9.8 |

今後の方向性

- 地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人の自己決定を尊重し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。
- 障がいのある人もない人もともに地域の一員として生活できるよう、物理的・心理的などの障壁（バリア）の解消に努めるとともに、障がいの特性に応じた合理的配慮の提供を広く促します。



主な取組

- ①合理的配慮の推進
- ②必要なサービス、情報等の提供
- ③地域における関係機関の相互連携
- ④権利擁護の利用の促進
- ⑤望ましい教育的配慮
- ⑥教職員の専門性の向上
- ⑦教育相談の充実

コラム

■ 必要なサービス、情報等の提供

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能障がいなど意思疎通を図ることに支障がある方のコミュニケーションの円滑化、社会参加の促進のため、手話通訳者を設置するとともに、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成・派遣を行っています。

また、市役所窓口では、筆談ボードやコミュニケーションボードの設置、点字が必要な方への一部点字付き郵便物の送付を行っています。

(5) 部落差別(同和問題)

現状と課題

部落差別(同和問題)は、現在もなお人々の意識の中に根強く残り、結婚、就職、日常生活などにおいて、基本的人権を侵害する重大な差別です。

部落差別(同和問題)は、我が国の歴史的過程において形作られた身分差別により、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられた日本固有の人権問題であり、早期解決を図ることが求められています。

各種法制度の状況

1965(昭和40)年8月、同和対策審議会答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる問題」と位置づけ、その早急な解決が「国の責務であり、国民的課題である」と述べています。

その後、1969(昭和44)年7月、「同和対策事業特別措置法」が制定され、同法に基づいた様々な施策が講じられた結果、同和地区におけるかつての生活環境をはじめとする様々な面で存在していた較差は大きく改善され、2002(平成14)年に特別措置としての同和対策事業は終わりました。

しかし、インターネット上において、同和地区の公表や差別的な書き込み、同和地区出身を理由とした結婚や就職での差別などが根強く残っています。

国は「部落差別の解消の推進に関する法律」(2016(平成28)年12月施行)に基づき、差別の解消に向けた啓発活動の充実や相談体制の整備を推進しています。

高砂市の状況

本市では、1970(昭和45)年に高砂市同和教育協議会(高砂市同協)が結成され、これまで、地域や学校・園、企業内の人権教育及び啓発の推進等、全市的な取り組みを進めてきました。また、同和問題の解決の拠点施設として1978(昭和53)年度にみのり会館(隣保館)を設置し、同和問題の解決に向けた周知・啓発活動が行われています。

また、人権週間や校区人権活動、人権教育講座の開催をはじめ、市民の要望に応じて講座を実施するなど、様々な場や機会を通じた啓発活動に取り組んでいます。

引き続き、部落差別(同和問題)に対する正しい理解につながる教育・啓発活動に取り組む必要があります。

---調査結果より---

本調査において、部落差別(同和問題)を知っているか尋ねたところ、約半数が「どのような問題か知っている」と回答していますが、39歳以下では約4割と低くなっています。また、部落差別(同和問題)を解決するための方向性を尋ねたところ、「小・中学校などの人権教育で、部落差別(同和問題)に関する正しい知識を教える」という回答が多くなっています。

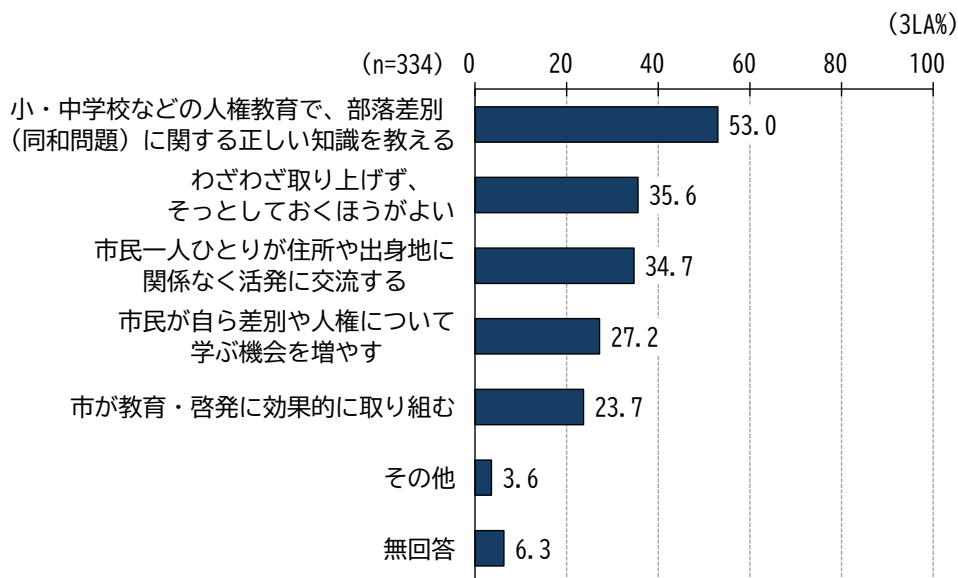


【部落差別（同和問題）の認知状況】

単位：%

| | 母数 (n) | 部落差別（同和問題）の認知 | | | | |
|----|-----------|---------------|-------------|------|------|------|
| | | どのような問題か知っている | 言葉を聞いたことはある | 知らない | 無回答 | |
| 全体 | 334 | 52.1 | 28.7 | 4.8 | 14.4 | |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 39.7 | 50.0 | 5.9 | 4.4 |
| | 40～59歳 | 98 | 58.2 | 26.5 | 5.1 | 10.2 |
| | 60～69歳 | 64 | 57.8 | 21.9 | 3.1 | 17.2 |
| | 70歳以上 | 102 | 51.0 | 21.6 | 4.9 | 22.5 |

【部落差別（同和問題）を解決するための方向性】



今後の方向性

- 部落差別（同和問題）を現在もなお解消されていない身近な問題であると認識し、解消に向けた啓発・研修を実施します。
- 学校における人権教育を充実し、部落差別の不当性及びその解消の必要性に関する正しい理解の浸透を図ります。
- 部落差別（同和問題）にかかる人権侵害事象が発生した場合には、部落差別（同和問題）の解決に向けて正しい理解を促すとともに、インターネットモニタリングや削除要請等の解決に必要な措置を実施します。
- 高砂市公共施設全体最適化計画に基づき、隣保館の廃止または複合化に応じた各取組の在り方について検討します。

主な取組

- ①交流を通じた差別意識や偏見の解消
- ②幅広い年齢層を対象にした人権教育の充実
- ③教養向上に向けた各種文化活動
- ④相談体制の充実
- ⑤教職員の理解促進
- ⑥教職員の専門性の向上

コラム

■ 幅広い年齢層を対象にした人権意識の高揚

「寝た子を起こすな」論

部落差別(同和問題)について、「わざわざ教えるから差別はなくなるのであり、そっと放置しておけば自然に解決する」という誤った例えです。

「部落差別解消推進法」にも、現在もなお部落差別が存在することが明記されており、差別をさらに拡散・助長しないためには、一人ひとりが差別の現実から目をそらすことなく正しい知識を身につけ、解決に向けて行動することが必要です。



(6)外国人

現状と課題

在留外国人の増加により、我が国において、外国人住民は地域社会の形成に欠かせない一員となっています。しかし、言葉や文化、生活習慣の違いから生じる誤解や理解不足による偏見・差別に加え、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）といった人権侵害事象が発生しており、多文化共生社会の実現に向けた課題が残っています。

各種法制度の状況

国は、1979（昭和54）年6月に「国際人権規約」、1981（昭和56）年10月に「難民の地位に関する条約」、1995（平成7）年12月に「人種差別撤廃条約」とそれぞれ国際規約や条約に批准し、人種や民族、宗教、国籍等に基づくあらゆる差別を撤廃し、すべての人の人権と基本的自由を保障することを基本としています。

また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」を2016（平成28）年6月に施行し、国と地方自治体が連携した啓発活動を推進しています。

日本人住民と外国人住民が互いに安全かつ安心して暮らすことができるよう、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を2018（平成30）年12月に策定し、中長期的に取り組むべき重点事項や具体的な施策が示されました。

高砂市の状況

高砂市国際交流協会では、外国人相談事業や外国語講座等を通じて、外国人が暮らしやすい環境づくりに努めるとともに、海外姉妹都市交流等を行っています。

また、市相談窓口等における外国人住民に対する相談は、「やさしい日本語」を用い、わかりやすく伝えています。

小中学校では入国3年未満の日本語指導が必要な児童生徒等を対象に言語支援・生活支援・学習支援を行ったり、英語教育の充実に向けてALTの派遣を委託したりするなど、異文化への理解や多文化共生の精神の育成を図った国際理解教育を進めています。

――調査結果より――

本調査において、外国人に関する人権問題を尋ねたところ、「言語の問題等により外国人の子どもに対する十分な教育ができないこと」という回答が多くなっています。年代別で見ると、「差別的な発言（ヘイトスピーチなど）や行為など受けること」は39歳以下で4割、70歳以上で2割と回答に差がみられます。

【外国人に関する人権問題】

単位：％

| | | 母数 (n) | 外国人に関する人権問題(3LA) | | | | | | | | | |
|----|--------|-----------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------|-----------------------|------------------------|-------------------|-----------------------------|---|------------------------------|
| | | | 入学時や学校で不利な扱いを受けること | 就職時や職場で不利な扱いを受けること | 子どもに対する十分な教育ができないこと | 言語の問題等により外国人が | 住宅の申込みや入居で不利な扱いを受けること | 年金など社会保障制度で不利な扱いを受けること | 結婚問題で周囲からの反対があること | 差別的な発言(ヘイトスピーチなど)や行為など受けること | 文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けたりすること | 病院や施設などで、外国語の表記などの対応が十分でないこと |
| 全体 | | 334 | 9.3 | 26.0 | 38.6 | 8.1 | 8.7 | 6.6 | 28.4 | 27.8 | 21.0 | 32.0 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 16.2 | 35.3 | 35.3 | 5.9 | 4.4 | 7.4 | 41.2 | 39.7 | 13.2 | 30.9 |
| | 40～59歳 | 98 | 9.2 | 27.6 | 37.8 | 10.2 | 7.1 | 9.2 | 31.6 | 29.6 | 19.4 | 29.6 |
| | 60～69歳 | 64 | 12.5 | 23.4 | 46.9 | 4.7 | 7.8 | 4.7 | 25.0 | 31.3 | 26.6 | 32.8 |
| | 70歳以上 | 102 | 2.9 | 20.6 | 37.3 | 9.8 | 13.7 | 4.9 | 19.6 | 16.7 | 24.5 | 35.3 |

単位：％

| | | 母数 (n) | 外国人に関する人権問題(3LA) | | |
|----|--------|-----------|------------------|-----|------|
| | | | 政治に意見が十分反映されないこと | その他 | 無回答 |
| 全体 | | 334 | 6.6 | 3.9 | 6.9 |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 5.9 | 5.9 | 1.5 |
| | 40～59歳 | 98 | 6.1 | 1.0 | 5.1 |
| | 60～69歳 | 64 | 4.7 | 3.1 | 4.7 |
| | 70歳以上 | 102 | 8.8 | 5.9 | 11.8 |

今後の方向性

- 多文化共生社会の実現に向け、外国人住民が地域社会の一員として尊重されるよう、文化の多様性を認め合う啓発活動を推進します。特に、ヘイトスピーチに関しては、あってはならないことの理解を促進するための人権啓発活動を推進します。
- 外国人住民に向けて、日本語学習支援に努めるとともに、「やさしい日本語」や多言語化により、生活情報の発信や相談窓口の充実などに努めます。
- 日本人住民と外国人住民が交流できる機会を設け、相互理解を深めます。



主な取組

- ①異なる文化や生活習慣などに対する理解の促進及び認識の向上
- ②国際理解教育の推進
- ③国際感覚を持った人材の育成と市民相互の交流の推進
- ④外国人が暮らしやすい環境づくり
- ⑤日常生活に必要な日本語を学ぶ機会の提供
- ⑥外国人児童の公立小・中学校への入学・就学相談
- ⑦外国人幼児・児童・生徒への支援の充実

■ 外国人が暮らしやすい環境づくり

コラム

やさしい日本語研修

「やさしい日本語」とは、普段使われている言葉を、外国人にもわかるように配慮した簡単な日本語のことです。考案当初は、災害時の情報伝達手段として使われていましたが、現在では、自治体や外国人支援団体で、生活情報や観光情報などを伝える手段としても使われるようになりました。

本市では、市内在住の18歳以上の日本語習得希望者や市職員を対象に研修を実施しています。

(7)性的マイノリティの人々

現状と課題

性的マイノリティをめぐる状況については、社会の理解は進みつつあるものの、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別が依然として多くみられます。職場や学校、医療機関など、様々な場面で不利益を被ったり、カミングアウトの強要やアウティング、いやがらせを受けたりするケースも多数みられます。

誰もが性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いを受けない環境づくりが求められており、近年では、地方自治体におけるパートナーシップ制度の導入や、中学校におけるジェンダーレス制服の採用といった動きが全国的に広がっています。

各種法制度の状況

2004（平成16）年7月に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別を変更できるようになりました。

また、2023（令和5）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）」を施行し、国民の性の多様性に対する理解を深めるための取組が進められています。

高砂市の状況

本市では、社会における多様な性に関する理解の促進を図り、互いに尊重し合い、すべての人が安心して暮らすことができる社会をめざすため、2023（令和5）年3月に「高砂市『多様な性』に関する取組方針」を作成しました。

それに伴い、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入し、性的マイノリティ当事者が抱える困難や生きづらさの解消につなげています。

-----調査結果より-----

本調査において、LGBTQ+など性自認、性的指向に関する人権問題を尋ねたところ、「パートナーとの関係が公に認められないこと」「差別的な言動をされること」「職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること」という回答が多く、特に若い年代で問題視する人が多い傾向がみられます。

また、市の取組である高砂市パートナーシップ・ファミリーシップ制度について知っているかを尋ねたところ、「知っている」という回答は約1割となっています。

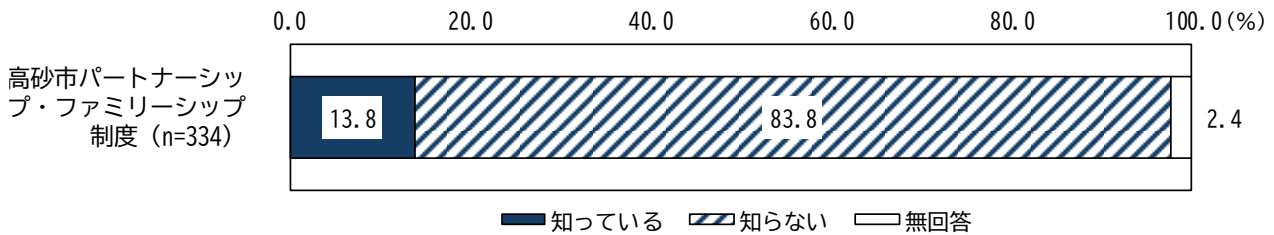


【LGBTQ+など性自認、性的指向に関する人権問題】

単位：％

| | 母数 (n) | 性自認、性的指向に関する人権問題(3LA) | | | | | | | | | | |
|----|-----------|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------|----------|------------------|--------------------------|-----------------|-----------|-----------------------------|------|
| | | 職場、学校などでのいじめを受けること | 就職時や職場で不利な扱いを受けること | パートナーとの関係が認められないこと | 差別的な言動をされること | 入居が難しいこと | 賃貸住宅などへの入居が難しいこと | 宿泊施設、店舗などへの入店や利用を拒否されること | 避けられたり見られたりすること | 第三者に伝えること | 性的マイノリティであることを本人の承諾なしに伝えること | その他 |
| 全体 | 334 | 32.6 | 28.1 | 41.6 | 40.4 | 8.4 | 6.0 | 25.1 | 28.4 | 2.7 | 9.6 | |
| 年齢 | 39歳以下 | 68 | 42.6 | 20.6 | 64.7 | 48.5 | 7.4 | 7.4 | 26.5 | 39.7 | 1.5 | 2.9 |
| | 40～59歳 | 98 | 34.7 | 33.7 | 49.0 | 41.8 | 5.1 | 5.1 | 18.4 | 32.7 | 1.0 | 8.2 |
| | 60～69歳 | 64 | 31.3 | 35.9 | 42.2 | 39.1 | 9.4 | 9.4 | 20.3 | 23.4 | 3.1 | 9.4 |
| | 70歳以上 | 102 | 25.5 | 23.5 | 19.6 | 34.3 | 11.8 | 3.9 | 32.4 | 19.6 | 4.9 | 15.7 |

【本市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の認知状況】



今後の方向性

- 多様な性の在り方を尊重する社会をめざし、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組みます。また、学校や職場など様々な場や機会を設け、正しい知識の普及・啓発に取り組みます。
- 本市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度を周知するとともに、多様な性に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

主な取組

- ①性的マイノリティ当事者への理解促進に向けた人権教育・啓発の実施
- ②若年層に向けた学習会の実施
- ③性的マイノリティ当事者に配慮した環境づくり

コラム

性的マイノリティ当事者への理解促進に向けた人権教育・啓発の実施

多様な性に関する取組

パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入や啓発セミナーの開催により、多様な性への理解促進に取り組んでいます。また、ぼっくりん「ALLY」ピンバッジやステッカーを市民や事業所等へ配布し、市域全体において「ALLY」を増やすための啓発に取り組んでいます。



(8)犯罪被害者やその家族

現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、その後の捜査・裁判手続、報道、周囲の理解不足などから、二次的被害に苦しむことも少なくありません。犯罪被害者やその家族の名誉、または生活の平穏への配慮の重要性を社会全体で認識しなければなりません。

各種法制度の状況

国は、2005（平成 17）年 4 月に「犯罪被害者等基本法」を施行し、支援施策を総合的かつ計画的に推進しており、2021（令和 3）年 3 月に策定された「第 4 次犯罪被害者等基本計画」においては、インターネット上の誹謗中傷被害への対応強化が盛り込まれています。

高砂市の状況

本市では、2022（令和 4）年 4 月に「高砂市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者とその家族が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

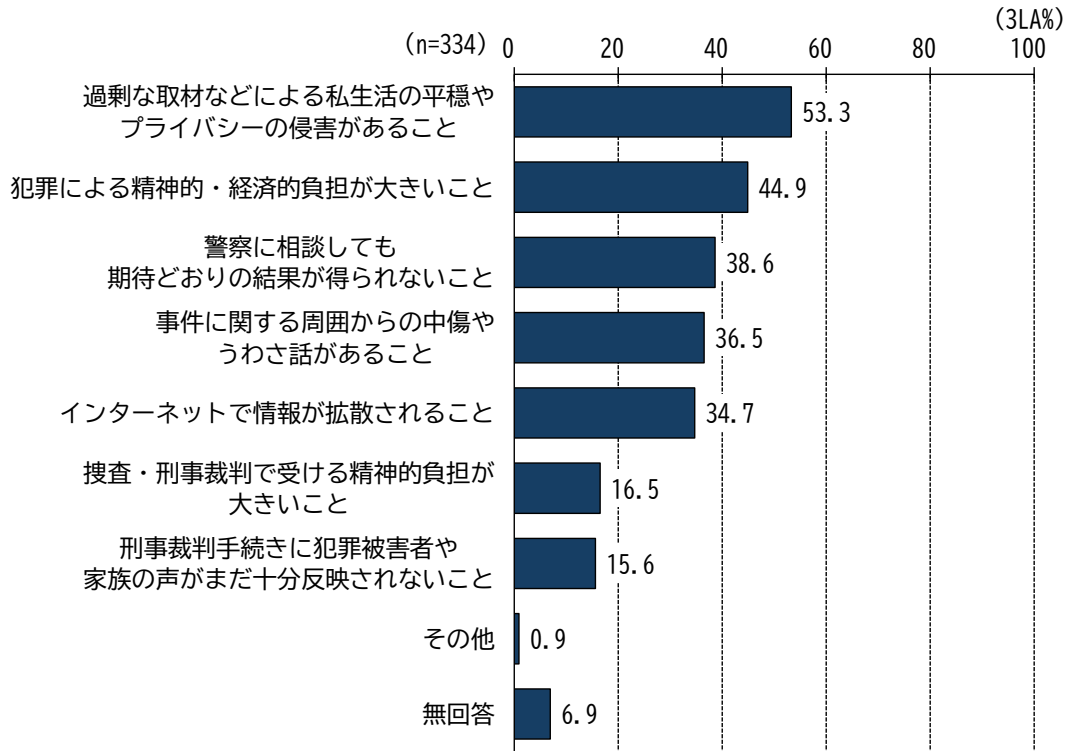
また、相談窓口では犯罪の種類や被害の状況等について丁寧に聞き取り、公益社団法人ひょうご被害者支援センターや警察等の関係機関と連携を図りながら相談に応じています。

---調査結果より---

本調査において、犯罪被害者やその家族の人権問題を尋ねたところ、「過剰な取材などによる私生活の平穏やプライバシーの侵害があること」という回答が多くなっています。



【犯罪被害者やその家族の人権問題】



今後の方向性

- 犯罪被害者やその家族が平穏な生活を取り戻せるよう、犯罪被害者等が置かれている状況や被害者支援の重要性に関する啓発活動を強化します。
- 裁判所や警察など、様々な関係機関との連携を密にし、相談支援や情報提供、経済的負担の軽減など、被害者の状況に応じた総合的な支援に努めます。

主な取組

- ①犯罪被害者等への理解の促進に向けた人権啓発の実施
- ②相談体制の充実
- ③経済的負担の軽減や日常生活における支援の充実

コラム

相談体制の充実

犯罪被害者等支援

市民に一番近い窓口として、公益社団法人ひょうご被害者支援センターや警察等と連携を図りながら被害者とその家族の「心に寄り添う」支援を行っています。

(9)難病患者、HIV感染者等

現状と課題

難病患者や HIV 感染者、ハンセン病などは、病気そのものだけでなく、病気に対する社会の誤解や偏見から、差別や人権侵害を受けることがあります。

また、新型コロナウイルス感染症は、感染者本人のみならず、医療従事者やその家族にも差別や偏見が広がり、大きな社会問題となりました。

各種法制度の状況

1998（平成 10）年 10 月に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、感染症の患者等の人権の尊重を基本理念として掲げられています。

2009（平成 21）年 4 月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病問題の解決の促進に関して必要な事項が定められました。

2019（令和元）年末より世界的に流行がはじまった新型コロナウイルス感染症の社会問題を受けて、2021（令和 3）年 2 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を改正し、差別的取り扱いを防止するための国及び地方公共団体の責務として啓発活動の実施を規定しました。また、同法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が 2024（令和 6）年 7 月に見直され、基本的人権の尊重の実現が次の感染症危機対応の目標の一つに掲げられました。

高砂市の状況

本市では、エイズやハンセン病問題に対する普及啓発や、新型コロナウイルス感染症に対する差別や偏見の解消のため、ポスターの提示やパンフレットの配布を行っています。

今後の方向性

- 感染症や難病等に関する正しい知識の普及に努め、偏見や差別の解消に取り組みます。
- 感染症患者本人をはじめ、医療従事者やその家族などが、不適切に差別や偏見を受けないように周知に取り組みます。

主な取組

- ①エイズ患者や HIV 感染者に対する正しい知識の普及と偏見の解消
- ②ハンセン病に対する正しい知識の普及と偏見の解消
- ③新興感染症に対する正しい知識の普及と偏見の解消



(10)それぞれの人権課題

現状と課題

(1)～(9)で取り上げた項目以外にも、アイヌの人々に対する問題、刑を終えて出所した人及びその家族に対する問題、北朝鮮拉致被害者の問題、ホームレスの人に対する問題、人身取引の問題、震災等の災害に起因する問題など、様々な人権に関する問題があります。

法務省の人権擁護機関では、これらの多様な人権課題に対応するため、毎年「啓発活動重点目標」を定めるとともに、「啓発活動強調事項」を掲げています。令和7年度には、ゲノム情報（遺伝情報）に関する問題についての事項が追加されました。

今後の方向性

○多様化・複雑化する人権課題に対応するため、市民や関係団体と連携し、社会問題を常に把握・共有できる体制を整え、人権問題として認識し、積極的にその解決に向けた正しい知識の普及・啓発に取り組みます。

主な取組

①その他人権侵害問題についての周知・啓発

第 6 章 計画の総合的、効果的な推進

1 計画の推進にあたって

「個人が尊重し合い、誰もが安心して、自分らしく暮らすことができるまち」という基本理念のもと、すべての市民が生涯にわたって人権を学び、人権意識の向上を図ることができるよう、教育と啓発の側面から、施策や取り組みを推進していきます。

また、市民が抱える問題や課題が多様化・複雑化するとともに多岐にわたる人権課題の解消に向け、一体的に取り組むことが必要であることから、人権施策の推進にかかる中核機関として「人権センター」の設置を検討していきます。

2 各種連携体制の強化

施策や取組の推進にあたっては、庁内関係部署が相互に連絡、調整を図りつつ、総合的に対応します。

また、総合的、効果的な人権啓発を推進するため、高砂市人権教育協議会をはじめ、兵庫県や公益財団法人兵庫県人権啓発協会等、市内外の人権に関わる機関等との連携を図るとともに、人権尊重のより広範な普及をめざし、各種関係団体とも連携していきます。

なお、人権侵害にかかる事象が起きた際、差別を受けた人の状況を迅速かつ正確に把握し、マニュアルに基づき、状況に応じて必要な関係機関につなぐなど、差別事象の解消に取り組めます。

3 計画の評価

本計画に基づく取組については、高砂市人権施策推進連絡協議会において、P D C Aサイクルに基づき、施策・事業の進捗状況の把握及び評価を行います。

巻末資料

1 用語解説

【あ行】

○アウトティング

本人の許可なく、他人の性自認や性的指向を他の人に話すこと。

○ALLY

「多様な性」の在り方を支援する人のこと。

○アンコンシャス・バイアス

自分自身は気づいていない「ものの見方や捉え方のゆがみや偏り」のこと。

自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

○ALT (Assistant Language Teacher)

外国語指導助手のこと。

○SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションが可能となる。

○LGBTQ+

性的マイノリティの総称の一つ。

性的マイノリティとは、性的指向（好きになる性）が異性のみでない人、または性自認（心の性）が戸籍上の性別と異なる人のことをいう。

■性的指向

「L」 レズビアン：女性同性愛者

「G」 ゲイ：男性同性愛者

「B」 バイセクシュアル：異性も同性も好きになる人

■性自認

「T」 トランスジェンダー：心と身体の性が異なり、身体の性に違和感を持つ人

「Q+」 クエスチョニングプラスアルファ：性的指向や性自認が定まっていない状態にある人や、あえて決めない人

○オレンジリボン

子ども虐待防止の象徴（シンボルマーク）のこと。

子ども虐待のない社会をめざす市民運動のシンボルとして用いられており、オレンジ色は虐待を受けた子どもたちの明るい未来を象徴している。虐待問題への関心を高め、虐待のない社会をつくるための啓発活動に広く活用されている。

【か行】

○カミングアウト

自分自身の性自認や性的指向を表明すること。

○虐待

子ども、高齢者、障がい者などの権利を侵害し、心身に苦痛を与える行為のこと。対象によって法律上の定義は異なるが、主に以下の5つの種類に分類される。

■身体的虐待：殴る、蹴る、拘束するなどの身体的暴行を加えること。

■性的虐待：性的行為を強いる、わいせつな行為をみせるなど。

■ネグレクト（放棄・放置）：必要な食事や洗濯、入浴の世話を放棄し、生活環境を悪化させること。

■心理的虐待：暴言、無視、拒絶的な態度などで精神的な苦痛を与えること。

■経済的虐待：本人の同意なく財産や年金、賃金を使用することや、理由なく金銭を与えないこと（主に高齢者、障がい者虐待で定義される）。

○ゲノム情報（遺伝情報）

生物の持つすべての遺伝情報のこと。私たちの体を作る設計図のようなもの。

○権利擁護

障がいや認知症などにより、自分自身の力だけでは権利の主張や行使が困難な人に対し、その人の意思を尊重しながら、不利益を被らないよう権利を守り、支援すること。

○校区人権

小学校や中学校の通学区域（校区）を単位として取り組まれる人権啓発活動のこと。

○合理的配慮

障がいがあることによって生じる困りごとの解消や軽減に向けて、社会全体で必要な対応をしていこうという考え。

【さ行】

○ジェンダー

生物学上の雌雄を示す「セックス」に対して、出生後に育つ環境の中で、こうあるべきとして社会的、文化的につくられた性差観念のこと。

日常生活の中で求められる「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担はその一例。このため、「らしさの性」「つくられた性」とも呼ばれる。

○人権週間

国際連合が「世界人権宣言」を採択した12月10日の「人権デー（Human Rights Day）」を最終日とする12月4日から10日までの1週間のこと。

この期間中、法務省や全国の自治体が連携し、人権尊重の普及・意識の高揚を図るために、講演会や啓発イベントなどの活動を実施している。

○新興感染症

最近になって新しく出現した感染症の総称のこと。近年では、新型コロナウイルス感染症が該当する。

○成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守り、支援する制度のこと。

不動産や預貯金の管理（財産管理）や、介護サービス・施設入所などの契約（身上保護）を本人の代わりに行い、悪質商法などの被害から保護する。

大きく分けて、以下の2つの制度がある。

■法定後見制度：すでに判断能力が十分でない場合に、家庭裁判所が選任した支援者が本人を保護する制度。

■任意後見制度：将来、判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ自分で選んだ支援者に支援内容を委託しておく制度。

○セクシュアル・ハラスメント

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われること。

主に以下がある。

■対価型：性的な言動を拒否したことで、解雇や降格などの不利益を受けること。

■環境型：性的な言動により職場環境が悪化し、働く能力の発揮に支障が出ること。

【た行】

○チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援を行うため、市町村が配置するコーディネーターのもと、地域で把握したニーズと認知症サポーター等をつなぐ仕組みのこと。

○ドメスティック・バイオレンス

夫（妻）やパートナーが、妻（夫）や恋人に対し、暴力（身体的のみならず、精神的・経済的・社会的・性的などの様々な暴力）で人格や安全を脅かし、自分の思いどおりにしようとする支配行動のこと。家庭内で起こるため表面化しにくい。人権侵害であり、犯罪行為である。

【な行】

○認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、専門職などが、お茶を飲みながら交流し、情報交換や相談を行う場のこと。

認知症の人にとっては社会参加の場となり、家族にとっては悩みや不安を共有する場となる。

○認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする存在のこと。

【は行】

○ハラスメント

人を悩ますこと、地位や立場を利用した嫌がらせのこと。

○バリアフリー

多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。

もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われていたが、現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしている精神面も含めたすべての分野でのバリア（障壁）の除去という意味で用いられている。

○パワー・ハラスメント

法令上、職場のパワー・ハラスメントは、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものをいう。

○ヘイトスピーチ

人種、国籍、思想、性別、障がい、職業、外見など、個人や集団が抱える欠点と思われるものを誹謗中傷し、他人をそのように先導する発言のこと。

【ま行】

○マイノリティ

少数、少数派。(⇔マジョリティー)

○マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育児に関して、労働者が職場で受ける不当な取り扱い（降格、解雇、雇い止め等）や嫌がらせを受け、就業環境を害されること。

また、育児休業等を希望する男性労働者に対する嫌がらせなどは「パタニティ・ハラスメント（パタハラ）」と呼ばれる。

○メンタルヘルス

心の健康状態のこと。

【や行】

○やさしい日本語

難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。

日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものである。

○養介護施設

高齢者や障がい者など養護が必要な人が入所または通所し、日常生活等の支援、機能訓練等を受ける施設のこと。

○養護者

金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている人（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）のこと。

また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合がある。

【ら行】

○リテラシー

情報を適切に理解し、それを活用して正しく判断したり、発信したりする能力のこと。特に「メディア・リテラシー」とは、情報の特性や利用方法を理解し、あふれる情報の中から必要なものを取捨選択して活用するとともに、適切な手段で自分の考えを他者に伝達する能力のこと。

○リベンジポルノ

別れた恋人や配偶者に対する報復として、交際時に撮影した相手方のわいせつな写真、映像をインターネットなどで不特定多数に配布、公開するいやがらせ行為。

○隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流を目的に開かれたコミュニティセンターのこと。

【わ行】

○ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会の実現がめざされている。

2 関連法律

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年法律第百四十七号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

3 計画策定経過

| 月日 | 内容 |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 2024（令和6）年 9月24日～年10月11日 | 高砂市人権に関する市民意識調査実施 |
| 2025（令和7）年 7月15日 | 第1回高砂市隣保館運営審議会 |
| 8月22日 | 第1回高砂市人権教育協議会今後の在り方検討委員会 |
| 10月29日 | 第1回高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画庁内推進委員会 |
| 11月6日 | 第1回高砂市人権施策推進連絡協議会（書面開催） |
| 11月18日 | 第2回高砂市隣保館運営審議会 |
| 11月19日 | 第2回高砂市人権教育協議会今後の在り方検討委員会 |
| 12月10日～ 2026（令和8）年1月9日 | パブリックコメント実施 |
| 1月27日 | 第2回高砂市人権施策推進連絡協議会 |
| 1月30日 | 第2回高砂市人権教育及び啓発に関する総合推進指針行動計画庁内推進委員会 |
| 2月4日 | 第3回高砂市人権教育協議会今後の在り方検討委員会 |

高砂市人権教育及び啓発に関する基本計画

発行日：2026（令和8）年3月

編集・発行：高砂市福祉部人権推進課

